

令和元年第4回中島村議会定例会会議録目次

| | |
|-----------|---|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号 (12月6日)

| | |
|----------------------------------|----|
| ○議事日程 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 3 |
| ○職務のため出席した者の職・氏名 | 3 |
| ○開会の宣告 | 4 |
| ○開議の宣告 | 4 |
| ○会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○会期の決定 | 4 |
| ○諸般の報告 | 4 |
| ○行政報告 | 5 |
| ○承認第1号～議案第59号の一括上程、説明 | 8 |
| ○散会の宣告 | 11 |

第 2 号 (12月10日)

| | |
|----------------------------------|----|
| ○議事日程 | 13 |
| ○出席議員 | 13 |
| ○欠席議員 | 13 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 13 |
| ○職務のため出席した者の職・氏名 | 14 |
| ○開議の宣告 | 15 |
| ○一般質問 | 15 |
| 小室辰雄君 | 15 |
| 小松公雄君 | 31 |
| 小室重克君 | 33 |
| 小林均君 | 41 |
| 木村秋夫君 | 45 |
| 椎名康夫君 | 47 |
| ○承認第1号の質疑、討論、採決 | 49 |

| | |
|------------------|----|
| ○承認第2号の質疑、討論、採決 | 50 |
| ○議案第45号の質疑、討論、採決 | 51 |
| ○議案第46号の質疑、討論、採決 | 51 |
| ○議案第47号の質疑、討論、採決 | 53 |
| ○議案第48号の質疑、討論、採決 | 53 |
| ○議案第49号の質疑、討論、採決 | 55 |
| ○議案第50号の質疑、討論、採決 | 56 |
| ○議案第51号の質疑、討論、採決 | 57 |
| ○散会の宣告 | 57 |

第 3 号 (12月11日)

| | |
|----------------------------------|----|
| ○議事日程 | 59 |
| ○出席議員 | 59 |
| ○欠席議員 | 59 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 59 |
| ○職務のため出席した者の職・氏名 | 60 |
| ○開議の宣告 | 61 |
| ○議案第52号の質疑、討論、採決 | 61 |
| ○議案第53号の質疑、討論、採決 | 73 |
| ○議案第54号の質疑、討論、採決 | 74 |
| ○議案第55号の質疑、討論、採決 | 75 |
| ○議案第56号の質疑、討論、採決 | 76 |
| ○議案第57号の質疑、討論、採決 | 76 |
| ○議案第58号の質疑、討論、採決 | 77 |
| ○議案第59号の質疑、討論、採決 | 78 |
| ○陳情第13号の委員長報告 | 78 |
| ○陳情第13号の質疑、討論、採決 | 79 |
| ○議員派遣の件 | 80 |
| ○日程の追加 | 80 |
| ○同意第6号～発委案第5号の一括上程、説明 | 81 |
| ○同意第6号の質疑、討論、採決 | 82 |
| ○発委案第5号の質疑、討論、採決 | 83 |
| ○閉会中の継続調査申出について | 83 |
| ○村長の挨拶 | 84 |
| ○閉会の宣告 | 84 |

中島村告示第38号

令和元年第4回中島村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年11月25日

中島村長 加藤 幸一

記

1 期 日 令和元年12月6日 午前10時

2 場 所 中島村役場議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 菅 | 野 | 昇 | 君 | 2番 | 椎 | 名 | 康 | 夫 | 君 | |
| 3番 | 小 | 室 | 重 | 克 | 君 | 4番 | 小 | 林 | 均 | 君 | |
| 5番 | 小 | 松 | 公 | 雄 | 君 | 6番 | 小 | 室 | 辰 | 雄 | 君 |
| 7番 | 木 | 村 | 秋 | 夫 | 君 | 8番 | 藤 | 田 | 利 | 春 | 君 |

不応招議員（なし）

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和元年第4回中島村議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年12月6日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 議案の上程、提案理由の説明(承認第1号から議案第59号まで)
-

出席議員(8名)

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 菅野昇君 | 2番 | 椎名康夫君 |
| 3番 | 小室重克君 | 4番 | 小林均君 |
| 5番 | 小松公雄君 | 6番 | 小室辰雄君 |
| 7番 | 木村秋夫君 | 8番 | 藤田利春君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------------|--------|--------------------------|-------|
| 村長 | 加藤幸一君 | 副村長 | 吉田政樹君 |
| 教育長 | 面川三雄君 | 総務課長 | 木村修君 |
| 会計管理者兼 税務課長 | 久保田利男君 | 住民生活課長 | 小林隆君 |
| 建設課長 | 齋藤満君 | 保健福祉課長 | 藤田幸江君 |
| 学校教育課長兼 生涯学習課長 | 矢吹勝人君 | 企画振興課長兼 農業委員会 事務局長 | 本間俊一君 |

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 相楽高德 書記 真船 優

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまから令和元年第4回中島村議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） 出席議員は、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田利春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、小室重克君、4番、小林 均君を指名します。

◎会期の決定

○議長（藤田利春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、お手元に配付した会期案により、本日から12月11日までの6日間にした
いと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は本日から12月11日までの6日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（藤田利春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中の主な議会関係事項について、報告を申し上げます。

10月10日に、県南地方町村議会議長会正副議長セミナーが棚倉町・ルネサンス棚倉において開催され、私と木村秋夫副議長が出席してまいりました。

「地方創生と議会の役割」と題し、東北大学大学院情報科学研究科准教授河村和徳氏から、住民の代表として地方議員のチェック機能を高めるかについての講演がありました。

住民の声を行政に反映させるには、議員みずからが研修に行き、個人がレベルアップすることが必要であるなどのお話を聞くことができ、大変有意義なセミナーでした。

11月13日には、第63回町村議長全国大会が東京・NHKホールにおいて開催され、私が出席してまいりました。

本大会において、東京への一極集中が進み、地方では過疎化・高齢化が深刻な問題となり、本格的な人口減少社会の中で、地域活力が減退している。

町村は、「持続可能な地域社会の確立を目指し、様々な可能性を受け入れるための体制整備が必要である」という大会宣言が採択され、新たな時代における町村議会のあるべき姿を求め、一致団結して果敢に行動していくことが確認されました。

その他、閉会中の議会関係事項等は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

次に、本日までに受理した請願・陳情は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

続いて、村長から提出のあった議案、監査委員から報告のあった例月出納検査結果報告、令和元年度定期監査報告、また、今期定例会に説明のため出席を求められた者、委任を受け出席する者は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎行政報告

○議長（藤田利春君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 皆様、改めましておはようございます。

本日、ここに第4回議会定例会を開催しましたところ、皆様方には大変お忙しい中ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、さきの台風19号で被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の台風は、過去に発生した水害をはるかに超え、大雨特別警報が発令されるなど、まさに想定を超える大水害でした。降り始めから降り終わりまでが12時間、総雨量288ミリと、短時間で今までに経験したことのないすさまじい雨量でした。

被害状況ですが、住宅の床上浸水 8 世帯、床下浸水 3 世帯、通行どめ区間が県道、村道合わせて 15カ所。避難所の開設が 4 カ所、避難者数 29 名。

被害額ですが、農作物として、シクラメン、サンチュ、キュウリ等で 2,257 万 4,000 円、農業施設、農機具等として、トラクター、田植え機、ボイラー等で 9,360 万円、稲わら等廃棄物処分として 2,000 万円、農業施設災害復旧工事として 72カ所で 2 億 6,393 万 5,000 円、農業集落排水処理施設として 2 カ所で 2,000 万円、計 4 億 2,010 万 9,000 円と莫大な被害額となっております。

なお、11月13日専決処分した災害査定設計書作成のための委託業務を11月18日発注したところです。

12月3日には、農業施設災害として5カ所、国査定官による机上査定を受験したところです。

来春の営農再開に向け、稲わら除去や災害復旧事業に全力を尽くす所存でありますので、議員の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

今年の稲作は春先の水不足、その後の日照不足と低温の影響により、稲の生育はおくれ気味に推移しましたが、梅雨明けから出穂期にかけ好天に恵まれ、10月15日現在の作況指数は 102 のやや良となりました。

米の生産調整が廃止され、全国的に主食米の作付けが増えましたが、台風や天候不順の影響を受け、全国的に作況指数は 99 の平年並みとなったことから、米価は前年並みで推移しました。

先行き不透明な中、農家みずからが国や市場の動向に注視し、一般米や備蓄米、飼料米等に取り組むなど、経営安定を目指していますが、稲作農家においては、依然厳しい状態が続いております。

また、トマト、その他野菜等については、日照不足と低温、長雨の影響を受け、出荷量が減少するとともに、出荷の最盛期の時期がずれ込んだことから、青森県や岩手県と競合し価格は低迷しました。

昨年はトマトのかいよう病やブロッコリーの軟腐病等により収入が落ち込んでしまいました。今年は昨年よりは持ち直しましたが、例年の収入までには回復に至っていない状況です。

放射性物質については、原発事故以来、9 回目となる米の全量、全袋検査を実施いたしました。放射性物質吸収抑制材のカリ肥料の配布・散布も実施し、例年同様、中島村で生産された出荷米及び保有米は全て基準値未満であり、安全性が確認され安心しております。これもひとえに議員の皆様を初め、生産者、農協及び関係機関のご努力とご協力の賜物と感謝を申し上げます。

それでは、令和元年度におけるこれまでの行政執行状況についてご報告を申し上げます。

まず、行事等について報告いたします。

去る 9 月 26 日には、生涯学習センター輝ら里において敬老会が開催され、75 歳以上の方をご招待申し上げたところ、約 400 名の方に出席をいただき、盛大に開催することができました。

10 月 6 日の 2019 なかじまの里スポーツフェスティバルはあいにくの雨で中止となってしまいました。しかし、キッズコーナーで用意していたエア遊具を体育センターで開放したことから、幼稚園児と親御さんが来館され、楽しいひと時を過ごしていただきました。

また、中止を受け、10 月 9 日、両小学校合同の持久走大会が改善センターグラウンドにおいて開催され、秋晴れのもと、他校の児童に負けまいと元気に汗を流していました。

10 月 17 日から 21 日には、国際交流事業の一環として、マレーシア、イナナムセカンダリースクールから生徒 3 名と日本語の先生、計 4 名を中島村に招待し、中学校のききょう祭やホームステイ、歓迎イベント等を通し

て、グローバルな交流が図られました。

中島中の3年生は、4月のマレーシア修学旅行で交流を図った友との再会を喜び、2年生は来年4月の修学旅行での再会を誓い合っていました。

第58回村民文化祭は11月2日、3日の両日、生涯学習センター輝ら里において開催されました。一般村民、各種教室や愛好家の会員より芸術の秋にふさわしい数多くの作品が出展され、多くの村民がすばらしい作品に見入っていました。

同じく11月2日、爽やかな秋晴れのもと、改善センター駐車場において2019なかじま輝ら輝ら秋まつりが開催されました。

ステージショーでは、和太鼓やスパリゾートハワイアンズのフラダンスショー、白河のご当地ヒーロー、ダルライザーショー、学生サンバ連合によるサンバカーニバル。さらに、熊本県営業部長こと、くまモンも来村し、盛況な祭りとなりました。

また、グルメテントブースでは、各種模擬店や駅弁祭り、キッチンカーもお目見えするなど、来場者を楽しませ、最後には各種協賛商品が当たるお楽しみ抽選会も開催されました。

台風19号の被災により、一時中止との意見もありましたが、村民の皆様元気になっていただきたい、また、元気な中島村を発信したいとの思いと、実行委員会の努力もあり、開催の運びとなりました。

当日は、近隣町村でも各種イベントがあり、出足が心配されたところでしたが、会場には村内外から親子連れなど、たくさんの方にお越しをいただき、昨年より来場者が増え、大変盛り上がるイベントでありました。

第31回ふくしま駅伝は、11月17日に開催され、白河市総合運動公園陸上競技場から福島県庁までの16区間、94.8キロのコースを各選手が力走いたしました。結果は、5時間37分36秒で、総合22位、村の部では、昨年と同じ4位でしたが、3位との差が僅差の1秒と接戦でした。選手一人一人が持てる力を十二分に発揮し、1秒でも早くたすきをつなぐ思いが集結した結果であります。2区では長谷部 慎君が、16区では緑川大二郎君が村の部区間賞に輝きました。

選手全員が見事な走りを見せ、中島村を大いにアピールすることができました。

報告会では、1秒差の悔しさをエネルギーに、早くも来年に向け村の部優勝を誓い合っていました。

次に、工事等であります。

農林業関係ですが、多面的機能支払交付金事業については、村内8地区において事業が実施されております。森林再生事業については、森林再生事業年度別実施計画作成業務、森林再生事業同意取得業務委託、森林再生事業森林整備委託等、年度内完了に向け実施しております。

道路等側溝堆積物撤去処理支援事業については、実施設計も完了し、発注の手段中に台風19号の影響を受け、撤去物の数量が変わってしまったことから、関係機関と調整を図りながら、早急に発注するよう進めているところです。

次に、道路改良事業として、御蔵場本法寺裏線については12月2日改良舗装工事を発注し、滑津後山線についても準備が整い次第発注予定です。

社会資本整備総合交付金事業として、狭あい道路整備の二ツ山入江地区については、12月2日改良舗装工事を発注しました。岡ノ内線については、改良工事発注に向け業務を進めているところです。

原山地区分譲造成工事、配水管敷設工事については、年度内完成に向け順調に推移しております。
給食センターについては、旧幼稚園遊戯室解体工事を11月13日発注し、実施設計も年度内に完了の予定です。
その他事業等につきましても、年度内完了に向け順調に進んでおりますことをご報告申し上げ、行政報告といたします。

○議長（藤田利春君） 以上で行政報告を終わります。

◎承認第1号～議案第59号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案の上程を行います。

承認第1号から議案第59号までの17議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 本定例会に提出いたします議案についてご説明いたします。

承認2件、条例の制定2件、条例の改正5件、令和元年度一般会計を含む補正予算に関する議案8件、合わせて17議案であります。

まず、承認第1号 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月13日専決処分した令和元年度中島村一般会計補正予算（第4号）の承認を求めるものです。

承認第2号 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月13日専決処分した令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の承認を求めるものです。

承認1号、2号とも台風19号災害復旧に関する補正予算であります。

議案第45号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方公務員法の一部改正に伴い、改正後の規定の内容と整合するよう所要の改正を行うもの、及び令和元年人事院・県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与表、勤勉手当支給率の改正を行うものです。

議案第46号は、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例であります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関し必要な条項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第47号は、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方公務員法の一部改正に伴い、改正後の規定の内容と整合するよう所要の改正を行うものです。

議案第48号は、中島村森林環境譲与税基金条例であります。

森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、中島村森林環境譲与税基金を設置するものです。

議案第49号は、中島村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例であります。

子育て支援法の一部改正に伴い、改正後の規定の内容と整合するよう所要の改正を行うものです。

議案第50号は、中島村分担金徴収条例の一部を改正する条例であります。

分担金の減免に関連する規定を追加するため所要の改正を行うものです。

議案第51号は、中島村公民館条例の一部を改正する条例であります。

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の制定に合わせ、改正後の規定の内容と整合するよう所要の改正を行うものです。

次に、各会計の補正予算について説明申し上げます。

各会計とも令和元年人事院・県人事委員会勧告に伴う給与、勤勉手当等と職員手当・共済費について補正しております。

議案第52号は、令和元年度中島村一般会計補正予算（第5号）であります。

既定予算に3億7,578万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を40億7,128万3,000円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げます。

地方譲与税を13万4,000円、分担金及び負担金を382万5,000円、国庫支出金を1,240万6,000円、県支出金を2億9,319万円、繰入金を2,787万6,000円、諸収入を45万6,000円、村債を3,790万円それぞれ増額補正するものです。

次に、歳出の主なものでありますが、議会費を2万9,000円、総務費を235万7,000円、民生費を1,371万4,000円、衛生費を2,080万1,000円、農林水産業費を7,914万7,000円、商工費を107万6,000円、消防費を322万7,000円、教育費を255万8,000円、災害復旧費を2億5,318万6,000円それぞれ増額補正し、土木費を30万8,000円減額補正するものです。

増額補正の主なものは、総務費で、総務管理費の会計年度任用職員制度システム改修業務委託料77万6,000円、電柱共架工事費163万4,000円、ふるさと納税基金積立金25万1,000円、民生費で、社会福祉費の国保特別会計繰出金221万8,000円、介護保険特別会計繰出金2万4,000円、重度心身障害者医療費補助事業100万円、自立支援医療給付費164万円、介護給付費・訓練等給付費342万5,000円、児童福祉費の子ども医療費83万円、広域入所委託費50万円、災害救助費の住宅応急修理費297万5,000円、衛生費で、保健衛生費の健康管理システム改修費70万円、清掃費の稲わら等管理処理事業委託料1,863万5,000円、農林水産業費で、農業費の機構集積協力金56万9,000円、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金7,964万円、林業費の森林環境譲与税基金積立金13万4,000円、商工費で、商工費の臨時職員賃金71万5,000円、土木費で、道路橋梁費、道路維持費の機械借り上げ料115万円、道路新設改良事業費の道路工事請負費1,818万1,000円、住宅費の修繕料150万円、消防費で、災害救助費の職員手当132万3,000円、災害見舞金32万円、避難所看板設置工事費137万5,000円、教育費で、小学校費の要保護準用保護児童等援助費57万円、中学校費の要保護準用保護生徒等援助費57万7,000円、幼稚園費の広域入所委託料74万円、社会教育費の東西しらかわ聖火リレーイベント実施負担金5万円、災害復旧費で、農林水産業施設災害復旧費の委託料1,377万5,000円、工事請負費2億3,941万1,000円をそれぞれ増額するものです。

次に、減額補正の主なものは、衛生費で、保健衛生費の簡易水道特別会計繰出金4万2,000円、農林水産業費で、農業費の農業振興地域整備計画策定委員報酬24万8,000円、農業集落排水処理事業特別会計繰出金85万

8,000円、土木費で、道路橋梁費、道路新設改良事業費の登記委託料340万円、用地取得費950万円、工作物立木等補償費459万8,000円、狭あい道路等促進事業費の測量調査設計委託料22万4,000円、工事請負費210万円、住宅費の二ツ山住宅駐車場整備工事請負費72万8,000円、それぞれ減額するものです。

議案第53号は、令和元年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

既定額に5,528万2,000円を追加し、予算総額を6億1,163万6,000円とするものであります。

歳入において、繰入金の保険基盤安定繰入金213万6,000円、前年度決算確定により繰越金5,306万4,000円を増額補正するものです。

歳出は、保険給付費の財源を組み替え、予備費5,520万円を増額補正するものです。

議案第54号は、令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第3号）であります。

既定額から6万3,000円を減額し、予算総額を1億9,773万7,000円とするものであります。

歳入において、一般会計からの繰入金4万2,000円、諸収入で受託事業収入2万1,000円を減額補正するものです。

歳出は、総務費の一般管理費3万5,000円を増額し、公債費の償還利子9万8,000円減額補正するものです。

議案第55号は、令和元年度中島村土地造成事業特別会計補正予算（第2号）であります。

予算総額に変更はなく、6,431万9,000円であります。

歳入において、土地造成事業費の測量調査設計委託料374万円増額し、予備費を374万円減額するものです。

議案第56号は、令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）であります。

既定予算に1,874万2,000円を追加し、予算総額を2億7,785万7,000円とするものであります。

歳入において、県支出金1,560万円、諸収入50万円、村債350万円を増額し、繰入金85万8,000円を減額補正するものです。

歳出は、維持費の施設災害復旧費に2,000万3,000円増額し、維持管理費で132万2,000円減額補正するものであります。

議案第57号は、令和元年度中島村墓地特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算に111万5,000円を追加し、予算総額を575万5,000円とするものであります。

歳入において、前年度決算に伴う繰越金111万5,000円を増額補正し、歳出で、予備費を111万5,000円増額補正するものです。

議案第58号は、令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

既定予算に2万4,000円を追加し、予算総額を4億9,186万6,000円とするものであります。

歳入において、繰入金2万4,000円を増額補正し、歳出で、総務費2万4,000円を増額補正するものであります。

議案第59号は、令和元年度中島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算に19万6,000円を追加し、予算総額を4,366万9,000円とするものであります。

歳入において、前年度決算に伴う繰越金19万6,000円を増額補正し、歳出で、予備費に19万6,000円増額補正するものであります。

以上、概要をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長をして補足説明させますので、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から担当課長をして議案の補足説明の申し出がありましたので、これを許します。
〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで11時まで休議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時まで休議いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。
〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで13時まで休議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、13時まで休議いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時03分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。
〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で、議案の上程、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。
次回会議は12月10日午前10時に開会します。ご参集願います。
起立。
本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時29分

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和元年第4回中島村議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年12月10日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

6番 小室辰雄 議員

5番 小松公雄 議員

3番 小室重克 議員

4番 小林均 議員

7番 木村秋夫 議員

2番 椎名康夫 議員

日程第2 承認第1号 令和元年度中島村一般会計補正予算(第4号)

日程第3 承認第2号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)

日程第4 議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第46号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例

日程第6 議案第47号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第48号 中島村森林環境譲与税基金条例

日程第8 議案第49号 中島村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第50号 中島村分担金徴収条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第51号 中島村公民館条例の一部を改正する条例

出席議員(8名)

1番 菅野昇 君

2番 椎名康夫 君

3番 小室重克 君

4番 小林均 君

5番 小松公雄 君

6番 小室辰雄 君

7番 木村秋夫 君

8番 藤田利春 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長 加藤幸一 君 副村長 吉田政樹 君

教育長 面川三雄 君 総務課長 木村修 君

会計管理者兼
税務課長 久保田利男 君 住民生活課長 小林隆 君

| | | | | | | | |
|-------------------|----|----|---|--------------------------|----|----|---|
| 建設課長 | 齋藤 | 満 | 君 | 保健福祉課長 | 藤田 | 幸江 | 君 |
| 学校教育課長兼 生涯学習課長 | 矢吹 | 勝人 | 君 | 企画振興課長兼 農業委員会 事務局長 | 本間 | 俊一 | 君 |

職務のため出席した者の職・氏名

| | | | | | | |
|------|----|----|---|---|----|---|
| 事務局長 | 相楽 | 高德 | 書 | 記 | 真船 | 優 |
|------|----|----|---|---|----|---|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎一般質問

○議長（藤田利春君） 日程第1、一般質問を行います。

発言は通告順に行います。

◇ 小 室 辰 雄 君

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君の質問を許します。

6番、小室辰雄君。

〔6番 小室辰雄君 登壇〕

○6番（小室辰雄君） おはようございます。

通告に従い質問させていただきます。

最近、地震が多発しており、また大きなのが来るのではと少し心配しています。地震発生は今の科学ではまだ予想できません。大きなのが来れば何らかの被害が出ます。しかし、その被害を少なくすることはできます。3.11の地震以降、私の家では、家具の固定、飲み物確保などそれなりの対策をしております。地震はいつ来るかわからない、しかし、台風は、気象科学の進歩で発生直後から進路予報が出され、大きく外れることはほとんどありません。

10月に本県を直撃した台風19号は、3日にマリアナ近海で発生、その直後から進路予報が出されました。日本列島に近づき12日に上陸、列島縦断、予報のとおりでした。各地で大きな被害が出ました。残念なことに我が中島村も多大なる被害が出ました。その台風19号によって発生した被災状況及び災害時の対応などについて質問いたします。

5項目ほどありますが、その内容が近接しており、再質問などが重複する場合があるかもしれませんが、ご容赦願います。

では、その内容について説明します。

1つ目、本村の被災状況について。

2番目、被災住宅の復旧復興に行政はどのように関与したか。

3つ目、中島村地域防災計画が的確に機能したか。

4番目、消防団の災害時の指揮命令はどのように行われたか。

最後に5つ目、消防団の身を守るための安全対策の指針はどのように策定されているのか。

以上5つの問題について、答弁よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、小室辰雄議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の本村の被災状況の詳細についてであります。

この度の台風19号の豪雨は、2日間の総雨量288ミリ、20時には1時間雨量34ミリを記録しました。

住宅被害は、浦原、滑津原、代畑、松崎地区で、床上浸水8世帯10棟、床下浸水3世帯3棟の被害がありました。

一時冠水面積は、約190ヘクタール、農業施設栽培被害面積約61アール、道路のり面、農地等被害は74カ所、一時冠水等による通行どめ路線が、県道を含め16路線。

農業生産関連、農地・農道関連、廃棄物関連、公共施設などで総額約4億2,010万9,000円の被害となっております。

2点目の被災住宅の復旧復興に行政はどのように関与したかであります。

被災者が一日でも早く日常生活に戻れるよう業務を行っています。床上・床下浸水被害を受けた方々からの災害廃棄物の対応については、白河地方広域市町村圏整備組合との調整により、10月14日月曜日から西白河地方クリーンセンターへ直接搬入できる手続きを行いました。後日、滑津地区農業集落排水処理施設付近に仮置き場を開設し、搬入を希望する方と連絡調整しながら受け入れを行いました。

また、被災世帯を調査し、罹災証明書を直ちに発行できる体制をとり、自動車等が水没したことを証明する被災証明書の発行についても随時対応しております。

各種支援制度については、住宅の被害程度、再建方法により支援金を支給する被災者生活再建支援制度、住宅の応急修理費用に対する住宅応急修理制度等、対象の有無、対象となる場合の上限、対象基準等、手続方法を被災者へ説明しながら業務を進めております。

また、被災世帯に対する固定資産税等の減免、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険料の負担金軽減の対象となる世帯や個人へ手続の案内を行っています。

3点目の中島村地域防災計画が的確に機能したかであります。

10月12日は大雨警報発令と同時に災害対策本部を立ち上げ、大雨特別警報発令から全職員を非常招集するとともに、消防団員に各屯所で待機するよう指示しました。

住民生活課が災害対策本部の運営、消防団・各種協力機関・事業所との連絡調整等を担当し、建設課は被害調査、応急復旧を担当するなど、役場各課が役割を担い、翌日以降の防疫消毒など各種業務を防災計画事務分掌により対応にあたりました。

なお、水防活動は中島村水防計画書に定められており、災害対策基本法の規定により、中島村に災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の組織に入ることから、消防団は水防団として水防活動に従事しました。これらは、中島村地域防災計画に沿ったものであります。

4点目の消防団の災害時の指揮、命令はどのように行われたのかであります。

消防団の災害時指揮系統は、消防組織法の規定に基づく中島村消防団設置等に関する条例及び組織規則により、上司の指揮命令を遵守する事項に沿って、各階級団員・地域との連携で活動しています。

村消防団第1分団第5部代畑地区、第1分団第6部松崎地区の各部は、村災害対策本部設置前に警戒体制をしき、大雨特別警報発令時に災害対策本部より全団員へ警戒態勢を指示することにより、分団長・副分団長が各部長へ屯所待機を指示し、部長が所属団員に連絡しました。

現地での土のう設置・交通誘導などへの対応は、本部の指示や現場の本団幹部の陣頭指揮により、災害対策本部と連携して対応にあたりました。通行どめについては、村職員とバリケード、消防車両を使用し道路を閉鎖しました。

5点目の消防団員の身を守るための安全対策の指針はどのように策定されているのかであります。

中島村水防計画書総則の3安全配慮に、「水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする」、「避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全を確保しなければならない」、「指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する」等、8項目が示されており、今回出勤にあたり、本団幹部は各部長へ団員自身の安全確保を指示しております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 答弁ありがとうございます。

いっぱいありますので、1つずつ項目聞いてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、本村の被害状況詳細についてですが、答弁で、多岐多様にわたるということは確かにわかります。とにかく大きな台風です。被害額が約4億、村一般会計の1割弱ですか、一夜にしてすごい数字というか、被害が出ましたね。とにかく農業関係の被害が大きいと。農業関係は国・県の制度に頼るしかないのかなと思うんですけれども、とにかく来春の作付に間に合うように早急なる復旧に努めてください。

そこで、通行どめという話があったんですけれども、16カ所ですか、その通行どめの内容、どういう状態で通行どめにしたのか、また、誰の判断で行ったかですね。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） おはようございます。

ただいま質問がありました、通行どめの体制についてお答えいたします。

パトロールしていた消防団、役場職員らが現地で状況を確認し、本部に報告されたことを災害対策本部で状況を協議して、役場に来ておりました白河警察署の中島駐在署員と協議して通行どめを実施しました。通行どめは冠水がほとんどで、一部ため池の余水吐からあふれる水量が、車が走るには危険だろうということで通行どめにした箇所があります。解除は消防団、役場職員がパトロールした際に、冠水が解消していたならば随時

解除していきました。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 判断はそれなりの理由があつて判断、わかりました。

それで、その危険だということで、当然、バリケードなりで閉鎖したと思うんですけども、閉鎖した状態でその位置に消防団員なり誰かは張りついていたんでしょうか。まず、その夜間に至って、ただ閉鎖だけしておいて誰もいないとなったら、ちょっと危険がありますよね、当然。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問の、封鎖したところの体制についてなんですが、状況により農道の部分につきましては、バリケードだったり、あとバリケードのかわりに蛍光テープでわかりやすくしてとめるようにしまして、県道につきましては、例えばなんですけども、童里夢公園付近の県道を封鎖したのが今回あったんですけども、そこにつきましては消防団員が張りつく、当然、始めと終わり2カ所につく、状況に応じてつかない場合もありました。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今の問題なんですけども、これ緊急で結局、農道で何だり閉鎖するわけです。その場合に、一般人だって農道を当然通っているわけですよ。そのときに、蛍光塗料あたり置いたって夜中にどしやぶりのとき、なかなかわからないと思うんですよ。普通の工事現場で長期間にわたっている閉鎖ではないんだから、必ず安全確保のために、張りつく団員も大変だと思いますけれども、その辺の考慮が今後あってもいいのかなと、安全確保という面ですよ、思います。このことはよろしいです。

次の、被災住宅の復興に行政はどのように関与したかということなんですけども、まず、災害のごみですか、24日にクリーンセンターに搬入するようにしたと。これは、話は、結局のところ、現実として私はお手伝いもしているしわかっているんですけども、ただこの問題で、生活の場を確保するために、住民は水が引いた時点から中のごみ出しとかいろいろやりましたよね。後日に水、前もって当然水があったから設置はできなかったんでしょうけれども、何でもっと早い段階で村内に仮置き場ができなかったのか、つくる場所がなかったのか。その辺について教えてください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまの仮置き場の設置についてのご質問であります、13日月曜日に西白河地方広域市町村圏整備組合と調整して中島村含む西白河郡と白河市町村は、直接搬入することで統一していましたが、13日の段階で。しかし、搬入距離、搬入量が効率が悪い現状に、各市町村からの改善要請で仮置き場を設置するようになりました。この13日の段階で、今回設置しました代畑地区の仮置き場についても話はしておりました。ですが、クリーンセンターにいずれ運び込むことも考えながら、こちら災害対策本部で協議していましたが、クリーンセンターのほうで調整がありまして、市町村全域で直接搬入で統一したわけでございます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今、クリーンセンターと調整をしたとありますが、調整とかそんな問題じゃなくて、住民はとにかく生活の場を何とかしなくちゃならないということで、水が引いた時点からやっているわけですよ、人もいないと、中には高齢者のうちもあるし。中島村の地域防災マニュアルの中でも書いてありますよね、村はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行うと。マニュアルにも書いてあるんですから、ある程度その辺も、クリーンセンターと相談したんじゃないかと、ある程度この、何のためにマニュアルがあるのかと。何を考えなくちゃならないんですか。いっぱいお手伝い受ける人はいいんですけども、実際代畑地区が水没になりましたけれども、高齢者の方はなかなか遠慮していいですよと、それは見るに見かねますけれどもね。そういうのが現実としてあって、近くにあったらよかったのかなと。開設したのが実際18日ですよ、たしか、水道場上がった河原のところね。それ以前には水があつて当然行けなかったし、だったら、その前に、もう少し近くにあればものすごく助かったのではないのかなと。その辺も今後のためによく考えてほしいですよ。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの質問でありますけれども、小室議員の質問の中、やっぱり被災者からすればごもっともな発言かなと思っております。しかし、今回の災害においては、先ほど小林課長が申し上げましたように、13日に広域市町村圏で申し合わせ事項として直接搬入というような取り決めを行いました。そういったことから、村としましては、仮に仮置き場をつくって後で村が処分しろというようなことになると、村が負担しなくてはいけないということになります。ですから、広域圏から仮置き場をつくってもいいよというような指示がない限り、許可がない限り、村としてはつくれない。村で仮に事前に仮置き場をつくって、そこに搬入し、そこから誰が運ぶんだということになりますと、中島村が自己搬入しろということになりますと、またそこに費用が負担出てくるということもあります。ですから、今回はおくれたというよりも申し合わせ事項に沿って村は被災者に自己搬入を促し、かつその後、各市町村から距離的に非常に困難だということで、仮置き場をつくってもいいですよというような許可を得た段階で、村としては仮置き場をつくったということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 村長の言うことは当然、わからないわけではないですよ、当然ね。広域圏の中の一員であるし、それ申し合わせをしたと。ただ金額がかかる、かからないの問題じゃなくて、住民を助けなきゃならないのが、いつも俺は先じゃないのかと。金額は確かに後からかかるかもしれませんが。住民を助けるためにこの制度をつくってあるんだし、後から何千万とかそういう金の金額だったら話は別だと思うんですけども、申し合わせをしたからできないと、俺はそれ自体はちょっと考え方がおかしいのではないのかなと。今回はもう、あれで済んでしまいましたよね。ただ、この次のことを考えたときには、もう少し考え方のほうも検討の余地ありかなと思います。

では、次の質問に移ります。

その中で、ごみは近くに最終的に置きましたけれども、行政がそのごみですか、宅地、宅地のごみの搬出、

または泥の洗浄をお手伝いしたとか、また、復旧にあたり生活物資ですか、その支援等はどのようなものをしたのか、内容についてお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまの支援体制につきましてですが、仮置き場の設置及び被災世帯に対しての罹災証明書の発行、あと、国民健康保険、後期高齢者保険、あと、介護保険などの減免だったり一部負担金の対象となる方に対しては、通知だったり、あるいは直接電話なり訪問して、その方法だったりを説明しております。なお、その支援制度につきましては、国だったり県だったり村での支援もございますが、それらについては、結局村のほうで対応するようになりますので、それについても対象になる世帯についてはしております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 私の聞いた質問と全然中身が違うじゃないですか。私が聞いたのは、行政が直接ごみの搬出や道路の洗浄等の手伝いをしたかと。あと、復旧にあたり生活資材の支援などはありましたかと言っただけけれども。何か、余り早口でわからなかったかな。いいですか、もう一回。行政が直接ごみの搬出、道路の洗浄等の作業を手伝いましたか。復旧にあたり生活資材の支援などはありましたかです。

もっとありますから、続けて言いますからよろしいですか。

また、生活再建にあたり何らかの指導や手引きを行いましたか。

次に、先ほど話がありました、被災家庭の財政支援はどのように行われたのかです。

よろしくをお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） 大変失礼しました。

ただいまのご質問でございますが、後者の後ろのほうの質問で、生活支援だったり、財政支援については先ほど述べたとおりでございます。

行政が直接作業に携わったかというところでございますが、わらの撤去などについては直接対応しております。村道の塞がれているものとかの撤去など対応しております。

あと、資材の対応につきましては、直接的に被災者の家庭に対して提供したのはございません。支援物資としてある企業からの洗剤だったり、そういう提供がありましたので、それを各家に訪問してお届けしたようなことはございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） まず、その住宅の泥の搬出等には全然携わっていないということですね。わかりました。

それで、その次の、復旧にあたり生活資材の支援等では、いろいろこれは村あたりからは当然生活品ですか、布団から何から全部当然水に浸かった家もありましたよね。そういう家に対して、何もそういう支援もなかつ

たんですか、現実として。何も支援なし。かわいそうな村ですね、何の備蓄もしていなかったと、毛布一枚もなかった家もあるでしょうよ。何の支援もない、今後、こういうことがあったときに、支援体制ということに関して、村長、何か考えありますか。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの質問でありますけれども、生活物資等の支援については、社会福祉協議会のほうで、今後検討していきたいと思います。村独自で、例えば寝具類とか、そういった支援をしている市町村というのは、私はちょっと今のところ知り得ていません。ですから、そういった市町村があれば、参考に今後考えていきたいと思いますが、現在のところ、考えは持っておりません。今後、検討したいと思います。

それから、先ほどの質問で、職員が被災住宅の泥出しとか、そういったものを手伝ったのかというような質問でありますけれども、これも、各自治体で直接職員がそういった作業をするということじゃなくて、ボランティアを募集しながらそういったところで実施しているというのが実情であります。ですから、村としましても、それだけな余剰な職員を持っているわけでもありません。非常に窮屈な状態というか、職員のぎりぎりのところでやっている村で、村政でありますので、直接は支援できないかもしれませんが、社会福祉協議会等を通じて、あるいはボランティアの募集、要望があればボランティアの募集等を行いながら、そういった支援に当たっていきいたいなと思っているところであります。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） とにかく、こういう災害はいつ起きるかわかりませんよね、また来年来る可能性はないとも言えないし、そういう被災者の支援体制というのは、村が単独でつくっておいていいのかなと、前向きに検討進めてください。あと、季節はこれから冬です。被災者の中には高齢者の方もおりますし、できる支援があったら、何とか継続してやってください。よろしくお願いします。

次に、中島村地域防災計画が的確に機能したかについてですが、先ほどいろんな答弁がありましたけれども、はっきりと本当にマニュアルが役に立ったのかと、私は思うんですよ。何でって、このマニュアルの中に現実の問題として、内水で災害が発生してあるのに、内水の記載がないとはどういうことですかと。とにかく全然現状に即していないマニュアルじゃないかと、そう思うんですけれども、それについての答弁をよろしく願います。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 今回の水害の特徴として、阿武隈川とそれから泉川の水位が非常に上昇したために、内水の排水ができなかったということで、内水氾濫が起きたのが一番の原因かと思っております。そうした中で、今、村としましても、平成23年の9月に発生した水害がありました。そのときには、水中ポンプは後から手配したというような状況であります。しかし、それ以後、村としましては、村内の建設業者と申し合わせ事項により、いざ水害が発生しそうなきには対応をお願いしますということで取り決めを行っております。そういったことで、今回も内水を排水するためのポンプの手配はしておりました。ところが、やはり288ミリ12時間で降ったということで、とても1台のポンプでは排水ができなかったというのが、もちろんそのポンプの設置は

翌日になりましたけれども、仮にあそこに設置しても、その内水の排水はできなかつただろうとっております。今後、その防災計画の中で、そのような雨が降ったときに、雨量があつたときに排水できるようなポンプは一体何台必要なのかということも計算しながら、防災対策に生かしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） すごい雨が降ったのは確かですね。でもこれからはこういう雨が頻繁に降る可能性があるのかなど。ただ、答弁の中では、村長は前向きに検討すると、前向き、前向きに検討されても困るんですよね、しっかりと検討してもらわないと。当然お金の問題もあるでしょうし、とにかくそのマニュアルの見直しもやってもらわないと困るかなと思っております。

今回の台風は、19号ですか、6日に発生して最低気圧が915ヘクトパスカルですよ、超大型で日本列島直撃すると、そういう報道が頻繁に10日前ごろから気象庁からありました。特別警報が発令され、身の安全を確保しなさいとの報道もありました。また、JRなどは各地電車をとめ災害に備えていました。台風は予報どおり列島を直撃、各地で被害をもたらしました。我が中島村も同様です。幾日も前から超大型で危険との報道がたびたびされていましたが、我が中島村では、今回の台風に対して何らかの準備や対策は行っていたのでしょうか。また、今般、代畑地区で起きた水害の要因は何だと思っておりますか。答弁をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

準備していた点について述べます。

土のう袋の購入、あと、ガソリンを購入しておりました。事業者との確認で、水中ポンプの設置する際の連絡先、業者さんの連絡先、あと機器の搬入するもの、土のうの在庫状況について打ち合わせをしておりました。庁舎内では、ため池、グラウンドの排水などのゲートの開放だったり、封鎖だったり、閉鎖だったりを打ち合わせしております。消防団幹部には、有事の際の対応をするように連絡調整しました。

以上です。

〔「水害の要因は」の声あり〕

○住民生活課長（小林 隆君） すみません。水害の要因につきまして、今回の台風19号は阿武隈川の上流から下流まで、広範囲で雨が降ったことによります。中島村にも雨が大量に降りまして、各地区の水路から水が越え、田んぼだったり冠水し、あと宅地にも影響が、被害が出ております。阿武隈川、泉川など、河川も増水したため河川に排水ができず、冠水流出が発生し被害が出たと、要因と思われれます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） さまざまな準備はしたみたいですが、水害は発生いたしました。それで、起きた要因ですか、当然これはいろいろものすごく種類がありますよね、当然今までに予想だにしないほど雨が降ったと、ただ、予想というのはなかなかできないですよ、現実問題として。ただ、私がこれ思うのは、この要因の一つに、以前に起きた災害の教訓が全然生かされてはいるんでないのかなと思っております。その1つとして、

水門、水路の改修がされていない、排水ポンプが設置されていない、ため池は排水路が的確に管理されていたのかということですよ、ため池というのは、当然、オーバーフローがあるわけですけども、そのオーバーフローの前のゲートの閉鎖が実際されていたのかと、そういうことですよ。事前に改修やポンプ等が設置されていれば、ゼロにはならなくても減災にはなったのかなど。減災にはなったと思いますよ。この問題について、私は以前から何度となく、とにかく一般質問の項目の中に上げておきました。しかし、進歩することなく今回の事象に至りましたが、なぜ、どんな理由で、水門の改修、排水ポンプの事前設置、なぜできなかったのか。事前の設置ですよ、なぜできなかったのか。そのわけについて少しお話ししてください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問ですが、ポンプの設置につきましては、日中、事業者と連絡調整しておりました。ユニックに載せて準備もしておりました。冠水が早く、車両が設置予定箇所に入ることができなかったことによります。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 私は、水門、排水路の改修まで聞いたんですけども、そっちのほうはどうなっていますか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

水路関係につきましては、中島村土地改良区のほうで管理をしております。代畑地区に係ります用水路のかさ上げ等も行っております。あそこの水門等の改修につきましても、土地改良区と県南農林事務所等で協議を行っております、よりよい設置の方法というのを協議しておるところであります。また、補助事業等で、もし仮にできないときには、村、土地改良区のほうで設置するような方向も、今協議しているところありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今の答弁で、土地改良区のものだと、問題だと、それと協議していると。現実の問題として土地改良区の理事長は村長ですよ、当然。なかなか厳しいところですね。理事長として、結局は村長が理事長であるし、これは当然、土地改良区で何かの提言はしなくちゃならないのかなど。早く水門を自動転倒式とか、改修するとか。県の補助来るまで待ったら、また何か月というのは、実際のところわかりませんよ。そのたびに検討しますと答えをもらったって、地域に住む人たちは困るんですよ。はっきりと前向きにやってもらわないと、改良区のものだからということで全然村がタッチできないというんでは、おかしいんじゃないかなど。ここに現実の問題として、理事長もいるし、当然村長もいるし、改良区に何かの提言する予定はありますか。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 今回の災害に対して、土地改良区のほうとしても、何らかの方策を講じなくてはいけないというのは共通の認識だと思いますので、理事会の中で、土地改良区の理事会の中で、あるいは役員会の中、総会の中で提言していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、水中ポンプの設置でありますけれども、今回、本当に担当課長のほう、日中から業者との連絡を取り合いながら進めていたわけでありまして、いざ設置の段階になりましたらば、急に増水したためにトラックが排水地に行けなかったということで、残念ながら設置はできなかったわけでありまして、結果的に、あの1台で果たして排水が可能だったかどうかということを考えると、やはりもう一度見直して、その排水ができるだけの能力を持ったポンプの台数を配置しないと効果がでないのかなというのも、今回の災害の教訓になりましたので、今後検討していきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） まず、そのポンプの問題ですか、当然、ポンプに関しては、数量はどの程度排出するかというのは、当然正確な数量を計算しないとわかりませんよね、当然それは知っています。ただ、たまる前に何台かのポンプで、以前は2台ですよ、今回は1台しかこなかったと。何でつけられなかった、水が入ったからつけられないです、そんな当たり前だと。何でそれだったら事前に設置しないんだというんだよ。前々から、事前に設置してくださいよって言うているわけですよ。事前にやっておけば、別に水がたまってから排水するというのとはそんな無理な話できない。それで、事が起きてからでは何もならないですよ、事が起きる前に行動しないと、現実の問題として。それが結局防災でしょう。火事だったら火事を出さないようにしようと。結局、消防が行って火事現場に行って火を消すというのは結局、一つの事後処理と同じですよ。これだつて、水を後からポンプをつけるというのはまるっきり事後処理ですよ。事が起きちゃってからどうする、もう少し素早い行動をとってもらわないとまずいのかなと。水があれば当然危険だし、近づいたらまた災害に遭う可能性もあるし、設置場所等だつて水が入ってくる前に何台か設置しておいて、水がたまれば、上げれば、多少は減災につながった、それは私も前に言いましたけれども、絶対ゼロになることはないと思いますけれども、その辺はきちんと検討してもらわないと困ります。

とにかく、ポンプで排水というのは、簡単に、だからどの程度、実際のところ水を何立米上げるんだか、何台が必要なのか、当然それは計算してもらわないと困るし、その辺もとにかく検討しますではなくて、すぐ検討してくださいよ。異常気象なんて言っていますけれども、異常気象が今、常態化していますよね。この台風以上のものがまた来年来る可能性もあるし、また同じ人が二度三度と被害を受けるとかは、ちょっと実際のところ、かわいそうと言ったら、当然かわいそうですよね。そういうことがあつて困るし、それがなるべく少なくなるように早急に検討してください。

それで、当日の問題として、私は夜間、総代とともにどしゃ降りの中、土のう積みをしていたんですよ、現実の問題として。ただ、土のう積みをしていたが土のうが足りなくなつたと。当然、当時現場の職員が現場に来ました。ただ職員が何ほ連絡とつても土のうが来ないと、現実には、来なかつたです。土のうも来ないし、土のう袋持ってこいと言ったら、土のう袋がないと。やつと来たらば、枕土のうといって路肩に積む土のうですよ、あれでは土のう袋も役に立たないと、それでも少しは詰めてやってみなければもとにかく手も足も出ないと、それが現実でした。とにかく、土のう袋がない、砂がない、とにかく何もです。非常事態において、こ

れは私ほとんどでもない話だと思います。とにかくそういう状態で、私らはもうやる気をなくしてその現場を離れました。

○議長（藤田利春君） 暫時休議。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

○6番（小室辰雄君） 結局、部落を守るのに守れない、その悔しい気持ちですか。なぜこんなことになったのか、そのわけを聞かせてください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまの物資の要請に対してなかったという対応についてご説明します。

土のう袋など資機材については、役場の水防倉庫にありました。ありましたが現地まで届かなかった。連絡方法については、携帯電話であったり、あと職員が直接往復して物資の運びをしております。実際、土のうについては少なかったんですけども、岡ノ内に100袋、土木事業所で100袋程度準備しておりました。連絡手段として、携帯電話でやりとりしてはしましたが、確かにこの伝達がうまくいかなくて、物資が行かないということも、後日、検証したときに報告を受けております。災害対策本部では、土のうづくりをグラウンドでつくるようになど指示して、それからの目的場所への輸送なども指示しておりました。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） その原因として、とにかく土のう袋がなかったというのは、実際にはよそにはあったわけですよ。だからよそにあってもわからないと。当然、現地によこされた職員はかわいそうですね、私らに怒鳴られて。だって、よその財布、よその家の財布はどこさあるかはわからないですよ、実際のところ、ここにあるって、それと同じでしょう。それを防止するには、実際のところ防災倉庫をきちんと整備しておけば、そこに行けばスコップがあるよと、つるはしがあるよと、一輪車があるよと、誰にでもわかるようになっていれば、こういう事態は起きなかったと思うんですよね、きちんと防災倉庫を整備すれば。その防災倉庫をこれから整備する予定があるか、あるかですね、私は整備してほしいです。あるか、ないのか、その辺の答弁は村長よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） これまでも、防災倉庫については何回か役場の中で検討しましたがけれども、今回の災害をきっかけに、さらに防災倉庫をつくる前向きな計画でいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 前向き、本当の前向きで検討してください、でないと困ります。また同じようなことが起きたらば、もうどうしようもなくなっちゃうよね。前向きに検討してもらって、そんな大きなものは要らないと思います、実際のところ。ただ、誰が行ってもどこにあるかわかればそれでいいのかなと。ただ、砂等はある程度確保しておかないと困りますよ。そういうことですよ。

あと、これ前にもお聞きしたことがあるんですけども、災害後の検証ですか、今回は内水だけですけども、内水の実際、流入経路、どのくらいあったんだと、量的にはそれはちょっとわかりませんよね。ただ、浸水した場所のある程度は浸水した高さというのは当然計測したと思うんですけども、それをやっておかないと、後々の対策を練るのに困りますよね。実際のところ、検証はどのようにいたしましたか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

代畑地区におきまして、浸水したであろうという面積を約2万6,000平米ということで捉えております。それに、平均で80センチぐらいの浸水があったということを想定しますと、2万800トンですか、ぐらいの内水の量があったらというような検証を行っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） その平米数というのは、結局、地図の上から想定して一定を平均としてゼロにみたということですか。そうでしょうね、そうでないとなかなか測定はできないし。水というのは、流入経路、実際水はどこから来たんだと、そしてどう流れたんだと、それをきちんと検証しておかないと、今後の防災、水の流入防止ができないですよ、そういうことまで検証したんですか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） 流入経路につきましては、新田下の五叉路と通常呼んでいる箇所ありまして、阿武隈川のほうに排出される用水路と、あとは滑津小学校のほうに来る水路と分かるところがあります。あそこから代畑地区の区域については、ほとんどのものが、その代畑地区の排水のほうに行ってしまったのではないのかということで考えております。

また、住宅等の側溝等の整備によりまして、その流入経路が整備されていると、なおかつ、雨水の流入が集まりやすくなっているということが考えられます。そういったことを、もう一度、再度検証しまして、内水の対策のほうに計画できればと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 長くなりまして、申しわけないんですけども、当然検証があれば、これ次の対策になりますよね。今後、こういう対策について全般的にどういう対策ですか、方針ですか。最後というか、はっきり言って、対策としてポンプを今後設置する、前向きに検討、ポンプの問題もあるし排水路の問題もあるし、いろいろありますよね。場所によっては道路のかさ上げとか、堰堤、これは堰堤のかさ上げというのは直接中島村ができるわけではないですけども、堰堤のかさ上げを県とか国に依頼するとか、いろんなものがありま

すよね。全般的に見て、大ざっぱに今後の検討と対策は何か考えていますか。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 対策についても、急がなくてはいけないと思っております。ただ、ご理解いただきたいのは、今、職員は災害復旧に全力を挙げております。先ほども小室辰雄議員のほうからお話がありましたように、やはり来年の営農再開に向けた取り組みというのは、一番の喫緊の課題であります。そういったことも含めて、今、検証はしておりますけれども、まだ確実な検証はできておりません。今後、いち早くそういった検証もしながら正確な防災計画を立てなくてはいけないということでもありますし、また、国・県のほうも、今回の水害に当たって国の防災計画も見直すということでもあります。国土強靱化も含めて、国・県から示される対策等も含めながら村でも今後検討していきたいと思っておりますので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 当然、それ少ない中で職員が働いているのはわかります。ただ、これほどこの自治体でも同じではないのかなと、その辺は私も理解しております。無理に寝ないで仕事やれというわけではございませんし。

そこで、来年も再来年も、天災ですから実際のところ、なかなかはっきり言って、何月何日に来ますよと予想できるものでもないし、その辺は大変なのかなというところは、当然私も思っています。

ただ、できれば今後、排水路、水門等の改修、あと、災害時のポンプの事前の設置、事前の設置ですよ、強力に取り組んでいただき、また、防災倉庫の設置も強くお願いいたします。防災倉庫を設置して資機材の整備を図り、防災・減災に努め、地域防災計画が、とにかく絵に描いた餅にならぬよう、現実の問題として。そうでないと防災計画があっても何もならないのでは仕方がないと。現実役に立ってほしいです。とにかく、基本方針に沿って強力な防災事業の推進を図っていただき、住民の生命・財産を守るように努めてください。お願いいたします。

次に、よろしいですか、このまま質問をして。

消防団の災害時の指揮命令はどのように行われたかについて、この問題についてまずは私が一番知りたいのは、どのような方法で本部、団員同士とか、あの雨の中連絡をとり合ったのか、まず、それについて報告してください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防団員の連絡は、団長から階級に応じて下へおりていきます。団長の上には統監がいて、統監は今回の災害対策本部の長でもあります。そちらから待機の指示がおられるわけですが、その連絡手段は携帯電話だったり、あとSNSを利用しております。そちらで集まります。消防屯所に待機しておりますが、そちらから交通整理、通行どめに出動したりする指示は本部より行きます。土のう積みとかの作業現場におきましては、本団幹部が現地にいますので、現地の幹部の指揮のもと、この団員は動くようになります。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今、お話がありましたが、分団から順次当然おりにてくるのはわかります。私、連絡手段として携帯とかを使ったと、ただこれ確かに皆さん持っていますし、ただこれで実際のところ雨の中とかの場合に、情報を全部で共有できますか。何か災害があった場合に、無線とかで一つのチャンネルだったならば、当然全部で、全団共有できますよね、阿武隈川危ないとか、泉川危ないとか。ただそれで連絡しただけで、実際のところは無線で常に分団と本部の連絡というのは、やっぱり携帯ですか。携帯だと、よその分団では全然その内容が聞こえませんよね。なかなか厳しいと思いますけれども、災害時の通信を確保するというのは、これは物すごく大事なことだと思います。めったに使わない機械に金をかけるというのはもったいないかもしれませんが、当然みんなで共有できるだけの通信機器をもっている、あってもいいのかなと思いますけれども、それをどう思いますか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問でございますが、無線機を使う必要性はあったと思います。以上です。

○議長（藤田利春君） お諮りします。

ここで11時20分まで休議したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め11時20分まで休議いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 災害対策本部をしていたわけですが、本部での情報の収集・整理、また、現場の指示等はどのような体制で行っていたのか。また、なぜ現地対策本部を設置しなかったのか、このことについてお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問でございますが、災害対策本部と消防団の体制につきましては、役場に本部があって、あと、現地の消防団本団幹部がいましたので、そちらとのやりとりで実施活動をしておりました。

そして、現地対策本部の設置についてでございますが、役場のほうを本部として本団幹部を通じて連絡対応で可能と判断し、今回の台風19号の際には現地対策本部を設置しておりませんでした。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） まずは、本部の中で情報の収集・整理ですか、伝達も当然ありますけれども、この際に定期的に各分団から今現在は何々になっていますよと、そういう情報の当然やりとりもあったわけですよ。それなのに、なぜ、一番肝心要なところに、水が大体出る場所が特定されますよ、今回だって、前回だって。それなのに、片方には分団が少なくてもうどうしようもないと。情報のやりとりがあってできていれば本当は、片方が被災が進行が進んでいると、そっちに行って少し応援しなさいよと、そういうことがあっていいのかなと思ったんですけれども。私、現実には思ったんですよ。

そこで、それがなぜできなかったのか、実際に現地対策本部でもつくっておけば、そういうのもスムーズにできたのかなと。毎年と言ったらちょっと語弊がありますがけれども、台風が来れば水害というのも大体地区がある程度特定されますよ。現地の対策本部っていったって、そんなに別に建物を建てるわけじゃないし、指揮する人が、きちんと指揮する人がいて、本部と連絡をとって、常に連絡をとれる体制をとってことを進めれば、今回のやつだって、ある程度全員がスムーズに動いたのかなと、私はそう思うんですけれども。その現地対策本部だって実際にはマニュアルにもつくりなさいと書いてありますよ、見れば、書いてあると思います。そういうのがあるし、もう少し災害に向き合わないとまずいんじゃないのかなと。本当に絵に描いた餅そのままの状態じゃないですか、このままでは。3日4日も前から、とにかく危険だよ、雨が降るよと言っているのに、それに対して役場に災害対策本部を、はっきり言って置いたって何にもならないでしょう、現地に置かなくては。私はそう思いますけれども、何かこの辺に対して答弁ありますか。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） やはり、現地災害対策本部と村が設置した対策本部、災害対策本部なんですけど、やはり基本となるのは、役場の庁舎内に災害対策本部を設置するということになっております。現地対策本部については、今回、設けなかったというのは結論でありますけれども、阿武隈川の水位情報、白河に水位計がありますし、あと滑津橋にも水位計があります。そうしますと、その水位がまだ下がっていない状態がずっと長い間続いたということで、これからどういった災害が発生するかについても、やはり村の対策本部でその状況を見きわめなくてはいけないということで、対策本部を村とそれから代畑地区に設けるということについては、今回はとてもできなかったというのが実情であります。仮に、代畑に災害対策本部を、現地対策本部を設置するにしても、その設置場所についても、その場所の設定が非常に難しいということもあると思います。これからのどだけ氾濫水位が上がっていくのかも予期できない中で、なかなか災害対策本部を、現地の災害対策本部を設置することは困難だったのかなと思っております。今後、そういったことも加味しながら、必要であれば現地の災害対策本部も設置していきたいと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） いろんな、当然事情等はあるでしょうけれども、今後、現地対策本部を設置する場所がない、ないとなれば前もって検討して、万が一の場合は、これは検討しておきましょうと、設置しましょうと、当然検討も必要ですよ。そうしないと、本当、毎回毎回同じことが進んだではまずいのかなと。

それと、緊急事態の連絡方法ですか、情報の収集のあり方、やっぱりもう一回点検してきちんとマニュアルに、現状に即したものを明記していかないとまずいかなと私は思います。

それと、もう一つ、この中で、緊急放送がありましたよね、代畑地区ですか、実際、聞いた人もいますけれども、私は雨の中屋外にいてはっきり言って全然聞こえなかったです。ということは、あれは結局、代畑地区にだけ流したからそういう状態なのかなと。村内全域に流せば、代畑は避難しなさいよと村内全域に流せば、よそのほうのスピーカーからも多少なりと聞こえたのかなと。一つの私の実感です、これは。でないと、本当のことと言って暗い中、水がどこまで来ているかわからないし、本当に身に危険が迫ったって、それではわからないし、それはこれからは再度検討してもらいたいと思います。

次に、最後のところですよ。消防団員の身を守るための安全対策の指示はどのように策定されているのかということについてです。

これは、水防マニュアル、消防団、先ほど村長も言ったとおり、当然災害時は水防団となります。ただ、私の発言は消防ということで発言いたしますので、よろしく願いいたします。

このマニュアルの中に、別の問題として、先ほども村長が言われましたとおり、水防団自身の安全確保をしなければならぬということ、一番大事なことが書いてあります。その中で、身を守るためにライフジャケット着用ときちんと明記してあるんですよ、線のところ。当然水の中とか、そういうところで作業、救助、また移動も当然ありますし、実際、ライフジャケットというのはどの程度装備していますか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのライフジャケットにつきましては、40着ございます。

そして、さかのぼって追加で説明させていただきますが、先ほどの被災者に対する支援体制についての、毛布とかの話なんですけれども、毛布とタオルの支援を各家、提供を呼びかけながら歩いています。ですが、辞退されているという経緯がございます。あと、当日13日、水が引けている状態で、消防団より各被災したお宅のほうに手伝いの申し出もありましたが、被災者の方より辞退というかご遠慮されていたという経緯もあったことを追加で説明させていただきます。

話戻しまして、ライフジャケットにつきましては、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） そのライフジャケットの件なんですけれども、40着これ40着というのは各分団にある程度何着か振っておくということですか、それとも本団のほうにあるということですか。

本団にあるということは、実際、先ほどの話じゃないですけれども、万が一緊急を要した場合にはどこにあるんだと、そういう事態が起きかねないですよね。その辺も、各分団に何着ずつ配置するとか、そういう方向に持っていかないとまずいんじゃないかなと私は思います。そのことについては、私はもっと質問がありますので、後から一緒にお答えください。

また、私自身が思ったんですけれども、災害は昼ばかりじゃないと。当然この前は夜間ですよ、夜間に災害が起きて、いろんな作業をしなくちゃならないと。しかし、現実の問題として、消防団員はまずヘッドラン

ブはつけていなかったですね、そうするともう片方の手しか使えないと、どうするんだと。当然これ、これから必要なのかなと。もう一つ、団員の身の安全確保のために、安全帯ですか、安全帯ですね、これは当然現場に応じて必要になるのかなと。これのセットだけは最低そろえないと、実際のところ、万が一危ないのではないかなと思います。今の話は、私が実際作業にあたって実感したことです。消防団員が流れちゃうんじゃないか、危ないなど。私は消防団員と一緒に作業して、実際困る消防団の方々ですね、私によそに言って協力してもらったんですけども、最後に危ない目に遭わせたなど私は思っています。当然、団員の身を守らなくちゃならないし、それに装備、これからライフジャケット実際40着で間に合うのか、間に合わないのかと。あと、当然ヘッドランプの装備、安全帯の装備、そのくらいは最低限の必需品なのかなと、その辺はこれからそろえてもらわないと私はまずいと思うんですけども、このことに対して答弁お願いいたします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問でございますが、ライフジャケットの数など十分でなかったのは否めないか、否めないです。設置場所、ずばり今回の被災した地区にそのまま置くのも方法と考えます。ヘッドランプ、安全帯につきましても、設置、装備の充実を図ることで検討させていただきます。以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） すみません、ちょっと1点だけ。

私がこの前水の中を長時間、雨降り始まってから最後引けるまで歩いていました、現実の問題として。深いところは1メートルくらいのところありました。私、それで感じたんですけども、災害時に使える簡易ボートというかそういうものは村にはあるんですか。そういうのがそういうときにあれば、何でかんで水の中歩く必要ないのかなと。実際、体が冷えて、長時間歩くのは実際人間というのは歩けなくなっちゃうんですね。つくづく思いました。そういうことを思ったときに、代畑というのは、これ代畑に今特化して話していますが、ああいう場合に結局陸の本当の孤島ですよ、どこに行っても水があると。当然私の工場も水害になったわけですけども、工場の前のほうに行くと1メートルくらいの水の深さがあつた。そういうところになかなか歩くのは厳しいのかなと。緊急事態のときに即使えと、そういう体制はとってほしいですね。

そこで、とにかく大切な団員の身を守らなくちゃならないと、安全確保しなくちゃならないと、それにかかわらず、装備、備品、充実に努めて、とにかく安全に、一朝有事の際に団員に働いてもらわないと。消防活動、水防活動、安全に活動ができるように、さらなる装備充実に努めていただきたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 以上で、6番、小室辰雄君の質問を終わります。

◇ 小 松 公 雄 君

○議長（藤田利春君） 次に、5番、小松公雄君の質問を許します。

5番、小松公雄君。

〔5番 小松公雄君 登壇〕

○5番（小松公雄君） 初めに、10月12日の台風19号に遭われた被災者の皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。小室辰雄議員の深刻で重い質問の後でやりにくさを感じていますが、通告に従いまして質問します。

村は、集団検診や輝らフィットなどの村民の健康維持管理の増進のために、さまざまな施策を実施していますが、一方で、国民健康保険の負担額が増加しているのも事実であります。そこで、いくつかの条件をつけて、1年間に一度も国民健康保険を使用しなかった人を使用しなかった人を対象に、日ごろの健康管理に敬意を払い、さらにはこれからも維持していただくために報奨制度を新設してはどうか。その際、中島村商工会の金券を差し上げて、村内で利用していただく、そのようにしてはどうかと思っております。

答弁をよろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは通告に基づきまして、小松公雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

本村の国民健康保険に加入している皆様が、健康維持に努め、元気に仕事や生活ができることはすばらしいことだと思っております。しかし、病気やけがで治療が必要となり、その医療負担を皆で助け合うのが国民皆保険制度であり、国民健康保険であります。

国民健康保険の保険料は、社会保障制度の改正により、短時間労働者が社会保険に加入したこと、少子化が要因となり、被保険者数が減少している反面、医療行為の高度化等による医療費の増加により、年々増加傾向にあります。

このような中、国民健康保険の被保険者が、適度な運動や食生活に注意するなど健康管理に努めている方は、国民健康保険の利用がなく、医療費の抑制に大変貢献いただいております。

これらの方々に敬意を表し、健康維持増進に努めていただくためにも報奨制度は有効な方法の一つと考えられますが、その中身については、どのような方法がよいか検討してまいりたいと思っております。

先ほど、小松議員のほうから、商工会の金券等を配布してはどうかというような提案もありましたが、この金券について商工会が扱っているかどうかについても、今後、確認してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

引き続き、国民健康保険料の負担軽減のため、後期高齢、介護保険等が連携し、健康増進事業を推進してまいりますので、ご理解のほどお願ひ申し上げます。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） ちなみにでいいんですけども、わかる範囲でいいんですけども、国民健康保険の加入者の人数、一度も使用しなかった、平成30年度でいいですので、30年度で何人一回も使わなかった方がいるか、あるいは後期高齢者で何人いるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険に加入されている方は、11月末現在で約1,140人、そして実際に病院にかかっていない方につきましては、40歳以上からの情報について述べさせていただきますと、44名の方がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 1,140人なんですけれども、その中でも、集団検診を受けている方とか、そういう日ごろきちんとした日ごろの運動もそうですけれども集団検診を受けていたり、そのある種の制約を設けていくともっと人数が減るはずですよ。そのコスト的にも、要するに一人でもそういう報奨制度をつくって頑張っていて、高額医療にかからないような対処をとっていただくと、コスト的にもそんなにかかる話ではないのではないかと思います。とりわけ、後期高齢者に関しては、やっぱりそれこそ褒美をあげてもいいんじゃないかと思っていますけれども、村長のお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ご提案がありましたけれども、慎重に考えてまいりたいと思います。前向きに考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 村が目指している健康寿命を延ばすための方策の一環にもなると思っております。どうか、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 以上で、5番、小松公雄君の質問は終わります。

◇ 小 室 重 克 君

○議長（藤田利春君） 次に、3番、小室重克君の質問を許します。

3番、小室重克君。

〔3番 小室重克君 登壇〕

○3番（小室重克君） 通告により、安全な村づくりを目指すために、村長にご質問いたします。

台風19号は、東日本の広範囲に大雨を降らせ、大きな爪跡を残す大災害となりました。本村は、マスコミ報道に載るほど大きな災害はなかったものの、滑津橋、代畑橋の主桁まで川が増水し、一つ間違えれば大惨事となった台風と危惧しております。

代畑地区は、滑津地区の流水地となっています。代畑地区はこれまでも何度となく床下、床上浸水を経験してきました。私ごとではございますが長く行政に携わっていた関係上、今回のように避難所に避難したり、地域の消防団、地域の方々と一緒に災害対応をしたことがありませんでした。今般、改めて水の恐ろしさ、早めの災害対応を強く感じた災害でもありました。

今回の水害に当たり、一議員として感じたことを次のとおり質問し、村長のご意見、ご見解をお伺いいたします。

1、代畑地区の治水対策について。

排水路及び泉川堤体のかさ上げ、大型水中ポンプの早めの設置、土のうの準備をしっかりとし、治水対策を早急に重視すべきと思います。また、河川の底部の砂利等を除去するしゅんせつ工事や鷹ノ巣地区の河川改修を行い、水の流れをよくするような要望を国・県等にしていこうか考えはあるか伺います。

2、被害者支援制度の新設について。

流水地となっている地区被害者、被災者に対しての家屋、農業施設、農産物等を保障する予算措置並びに国・県等に要望する考えはあるか伺います。

3、代畑屯所浸水対策及び代畑避難所新設について。

代畑消防団は、今回の浸水を防ぐため、屯所入り口に土のうを積み上げての水防活動でありました。また、代畑地区民は避難所が滑津小学校となっているため高齢者には遠すぎて、自宅の2階に避難する方が多かったようであります。

そこで、消防団の待機部屋と防災倉庫、避難所も兼ねた防災センター、（仮称）たる建設計画補助事業等は考えているか伺います。

4、防災訓練、水防訓練・避難訓練等の実施について。

今回の台風19号の教訓を生かすための、住民に対しての訓練が必要と思われませんが、今後の計画は考えているか伺います。

5、企業誘致の推進について。

福島県内の工業団地等で浸水を受けた企業が多く見受けられます。中島においては、企業の冠水がなかったことを大いにアピールし、企業誘致を図るべきと思いますが、考えはあるか伺います。

以上、5点、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 通告に基づきまして、小室重克議員のご質問にお答えします。

1 点目の代畑地区の治水対策についてであります。

近年、記録的な豪雨が全国各地で頻発し、河川の氾濫や住宅地の冠水が発生しており、県南地方においても記録的な発生する可能性が十分あり得るものと考えております。

台風19号の対応を踏まえ、大雨警戒態勢と同時に大型排水ポンプ設置体制が速やかにとれるよう検討してまいりたいと思います。

また、土のうについても大変重要なものと認識しており、事前に必要な場所にストックする等、準備体制を整えてまいります。

阿武隈川の河川改修については以前より国・県に要望しておりますが、今回の被害を受け、さらに堤防のかさ上げ、泉川堤体かさ上げを追加し、引き続き国・県に強く要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2 点目の被災者支援制度の新設についてであります。

家屋が被災した方への支援制度として、被災者生活再建支援法に基づく住宅の被害の程度に応じた、国の被災者生活再建支援制度、災害救助法に基づき福島県が要領を示す住宅応急修理制度がございます。新たに福島県では、床上浸水以上の世帯に対し特別給付金を支給する方針が新聞等で発表されております。

本村では、災害見舞金支給要綱に基づき、被害程度に応じ見舞金を支給します。

このように、国、県、村で3つの制度があり、新たな支援制度については今のところ予定しておりません。

なお、このたびの災害で義援金をいただいておりますので、中島村被災者義援金配分委員会において審議していただき、被災者へ速やかに配分したいと考えております。

次に、農業施設であります。国・県の2つの支援制度を利用して、パイプハウス等の復旧・修繕・撤去の対応が可能です。支援割合として、共済加入者であれば、事業費の10分の9が支給され、共済非加入者でも事業費の10分の7が支援されますので、この制度をぜひご活用いただきたいと思っております。

また、農産物の補償についての支援制度はなく、任意に加入する収入保険等での補償対応となりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

3点目の代畑屯所浸水対策及び代畑避難所新設についてであります。

このたびの被害を受けた状況、福島県が作成中である阿武隈川流域のハザードマップの浸水想定エリアを加味しながら検討してまいりたいと思っております。

4点目の防災訓練、水防訓練・避難訓練等の実施についてであります。

このたびの水害を体験すると、やはり日ごろからの訓練は非常に大事であると考えております。これまで一般住民の方が参加する避難訓練や水防訓練は実施しておりませんが、過日の県南地方防災訓練では、村内全行政区にも参加していただき、訓練を実施することができました。

このように、行政区の協力を得ながら、水防訓練、防災無線を使用した訓練等を検討してまいりたいと思っております。

5点目の企業誘致の推進についてであります。

村内進出企業を初め、進出関連企業を対象にPRするなど、企業誘致を図っております。また、首都圏において開催される企業立地セミナーでも、風水害に強い村を強調し、地理的条件や交通網の優位な点を前面に、企業誘致につながるよう紹介をしているところであります。

この好条件は、台風被害に遭われた県内企業の方々にも広く周知できるように、県の機関等に積極的に働きかけ、各企業が中島村に興味を持っていただけるように取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで、13時ゼロ分まで休議したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、13時ゼロ分まで休議いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 村長、大変、前向きな返答ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、確認ということではありませんが、村長も今回の台風については、夜、本当に夜中、代畑のほうにおいでいただいて、その現状を見ていただきました。非常に強いものがあると私は思っております。そこに同行したのが副村長でありました。副村長も、建設課長そして総務課長、それぞれ経験されている方でありました。まあ率直に、ここでどんな感想だったかというのは失礼かもしれませんが、感じたことを率直にこの場でお話いただければと思います。副村長、よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 副村長、吉田政樹君。

〔副村長 吉田政樹君 登壇〕

○副村長（吉田政樹君） 小室重克議員のほうからご指名でございますので、感想ということで、12日未明というか13日早朝の日は、村長さんと代畑地区被害の状況について確認させていただきました。自分、村長と行くときにはもう雨は大体上がっていた状況であります。水量についてはまだまだ水の引かない状況であり、ある程度長い長靴は履いては行ったんですが、膝ぐらいの水があったということで、なかなか全部は見てこれなかったというところがありますが、自分が建設課、総務課と今までいろいろ災害、経験しましたが、その中でも代畑地区においては今までにない大量の水が出たと、浸水したということを感じました。それも、河川上流の雨量、あとは中島村の雨量合わせ、そういった気象条件が重なったことにより、内水氾濫がしたのではないかなと、そういうことで現地を観察してきたわけですが、先ほど来、一般質問でございますが、防災計画の見直し、また、国で現在促進している国土強靱化計画策定というようなことで促進しておりますので、そういったことで計画を見直ししていきまして、災害に強い村づくりに少しでも貢献できていければということで感想を述べさせていただきます。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） ありがとうございます。村長を補佐する立場で、しっかり中島を支えてほしいというふうに思っております。喉元過ぎれば熱くなるという言葉がございますが、やはり今、この議論を大切にすることが中島村の安心、安全、命を守ることだと思っております。そういう部分で、議員と村執行部が常に議論しながら足りないものを補足する、そういう部分で、それぞれ課長含めてしっかりお願ひしたいというふうに思います。

そんな中で、前向きに考えていただいて、ちょっと確認はしたい部分がございます。まだ、過ぎたばかりで、じゃ、具体的にどういうふうに進めようというような言葉はできないかもしれませんが、率直に、私はその課長の考え方、それを副村長、村長に提言するのが、やはり課長として必要であろうというふうに思っております。そんな中で、住民生活課長にお聞きしたいんですが、今回の土のう袋の件、これは、私も率直にあの現場を見たときに、土のう袋の威力というのはすごいなと。積み上げる高さによって水がしっかり遮断できる、そ

んなふうに思っております。そういう部分で道路、県道、あるいは村道、しっかりとめる、あるいは水田の土盛り、しっかりとするというようなことで、私とすれば、滑津小学校からの水路、その分の水路をしっかりと遮断できるような壁を建てるのが重要だなというふうに思っております。特に、東日本大震災3.11の場合は津波対策として防潮堤を築き上げております。また、本村においても改善センターの水門、これは、私は非常に行政として対応がしっかりしたのではないかなというふうに思っております。今までですと、どうしても県道沿いの住宅については、いっぱい水があふれている状態であります。これは仕方ないんだと、うちが低いんだから当然、これはどうにもならないんだというところを、あの水門をし、改善センターを遊水地にした結果、しっかり防御できたというような感じで私は見ております。そういう部分での決断、執行部の考え方、これは正しいんだろうなというように思います。

それで、今回の台風19号において代畑を守るということであれば、まず土のうを、その効果ある土のう袋をどのようなところに今、配置しておけばいいのか、これから検討すると言えればそれまででしょうが、その辺のところ、土のう袋を入れて、土を入れて何百袋あるいは1,000袋ぐらい置いておく場所があるのかと、あるいは土、砂そういう部分をここにストックしておくよと、あと足りなければ土のう袋とスコップとそこにあるから、足りない分は順次、消防団あるいは自主防災組織によって対応してくれというようなことも当然、これ大事だというふうに思っております。やはり、準備が大切であります。そういう部分で、行政としてあるいはそういう住民生活を携わる住民生活課長として、その土のう袋あるいは土、その辺をどの辺に置いておくことが一番大切なのか、その辺、ちょっと考えがあればお聞かせ願いたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

土のう袋につきましては、水害直後、消防団の幹部たちで集まって、検証といいますか、報告する機会がございました。そのときに、一に、1番目に本当に土のうの不足を言われています。消防団では、何かの機会、そういう機会を設けて、土のうづくりして、蓄えてストックしておけばという意見がございました。そして、役場の建設課サイドでも土のうをつくってストックしております。そのようなことで、今回の件を教訓として、備蓄、ストックすることは大事であるので、対応している現状です。そして、ストックの場所につきましては、自分、課長レベルでございますけれども、岡ノ内のあの場所で置ければという考えでございます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 代畑の、岡ノ内の水道タンクあたりというような置き場所はどうかということですが、私も同感であります。やはり、あの場所が今のところ、非常に最適ではないかと。あそこにもう看板を立ててこの土は何なんだと、あるいはこの土のう袋は何のために使うんだということで、やっぱりPRも兼ねて、その災害対策を考えている土地だというようなことで、将来的には別だと思いますが、今早急にしなければならぬ教訓として、ひとつその辺を村長等にも上げて協議しながら、ぜひ来年度には予算措置も含めてお願いしたいというふうに思っております。

それから、2番目でございますが、被害者支援対策の新設ということでございます。代畑の地区民、これは今の

80歳ぐらいの方から私に電話で、昔はこんなに水がたまることはなかった、これはこんなことがあるからだということで、県道の問題とかいろいろ指摘はされたんですが、実際、私としてはやはり今般のこの温暖化、それから山林の開発、道路の舗装化など、そういう部分での対応がやっぱり、今後それに対する防災意識を高めなければならないと、ただ、これは浸水した方については大きな迷惑であって、それを土地を上げて住宅を建て直せとか何かというのは、私とすれば、やはりもうちょっと違う視点からその被災者が悪いのではなくて、今のこの温暖化を含めて、これが改善しないとだめだよと。ただ、中島の場合は、いろんな対策を立てることによってできる範囲だと私は思っております。そんな中で、やはり被災者に寄り添った、そういう支援制度はやはり今後も並行してやっていく必要があると思っております。やはり、被災者を避難したりあるいは改善しろというようなことではなくて、やはり行政とすれば、情といいますか、そういうところをやはりやっていると。いろんな支援、これから村長のほうから、支援制度はあるというようなお話も聞きました。そういう部分ではしっかりPRをしていただいて、それこそ各家庭に赴いても数件なので、その辺をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

これから1万円札になる渋沢栄一さんは、言っておりました言葉に、人間は人間として、知恵を出せ。そして、情けが必要だと、そして志だと、勇気だというようなことを言っておりました。村長には、それは十分もう備えついているので、しっかり代畑のその浸水対策、小さいけれども、寄り添ってやっていただけるというふうに思っております。どうぞ、その辺のことをよろしくお願ひしたいと思ひますが、再度、そのPRについて、どのように今後、やはりその制度をやっていくのか、1番担当課、あるいは村長でしょうか、担当課ですね、担当のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この後のPRというように、あす、一般会計の補正予算のほう議決されましたら、時同じくして、あした、農業会議のほうで農業機械のほうの助成制度であったり、農業施設のほうの助成制度という説明がもう一度あります。その中身を確認して、これで代畑地区の皆様方のほうの、まず施設関連の災害に遭われました方に回って、こういった制度の説明をしてきます。その中で、間にJAさんが担当者として入っておりますので、その方も同席いただければなお、今後の修繕、修理、再建この3つの中から、恐らく、営農を継続するという意思があれば、何らかの方法で事業主の方も対応をします。

農機具につきましては、さらに戸数が多いです。ただ、その農機具が、今、使えるのか使えないのかということも、元々その農家をやっている方が農機具屋さんとはもう既にしているんですけども、まだ、機械のほう乾燥するまでとか乾かしておいてくれということで、機械のほう動いていないという状況にもあります。早急に対応しなくてはいけない方については、弾力的に、もう対応されている方もいると聞きますので、そういった方も中心に含めて、今後必要な書類とか、そういった制度、中身、どれぐらいまでに申請をすればいいかとかということも、しっかり一軒一軒、ちょっと回って対応していく予定でございます。

ただ、今回の事業の予算に関しましては、なるべく今年度の中で動いてほしいというのが国の説明でございましたが、まだ、田植え機であったりコンバインであったりというのが、使用が来年度になりますので、それ

を考えると、当然、繰り越しとか、あとは3月までいっぱい、今度の補正の部分の予算を持っていて、改めて新年度、新年度で対応できるような形をとるかというのも、ちょっと、また説明会の中でいろいろ聞いてきて、情報のほうの共有しながら収集して対応していきたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） 家屋の世帯について質問にお答えいたします。

先ほど、村長より説明がございました被災者の生活再建支援制度、住宅応急修理制度、県の特別給付金、村の見舞金などにつきましては、本当に、先ほど小室議員が申されたとおり、対話して、その家々との直接のやりとりで進めています。実際、制限だったり、基準だったり、対象になるならない、対象にならないのをこう当てにされて申請することのないように、対話で進めております。

そして、これらPR方法につきましては、この支援制度のほかとして、先ほど消防団で集まったそのときに、土のうの話と一緒に出たのが早めの避難ということでございます。早めの避難を推進してまいります。そして、避難所を学校だったり、輝ら里だったりに設置するわけですが、その避難所をわかりやすくするため看板を設置するなど、PRあるいは周知できる体制を今後、検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） ありがとうございます。それぞれ課長から戸別に回って、対話しながら進めるということで安心しております。やはり、被災者に寄り添って、やっぱり説明し、そういうことがやはり行政がよく頑張っているね、やっているねということの評価につながると私は思っております。これがペーパーだけで、はい出しましたよと、あとは受け付けなかったからもう知りませんよと、受け付けしなかったね、あるいは関係ないよでは、やはり、住民に先ほど言った情がないと。そういう部分で、戸別に回っていただいて、そしてできればチェックシートとかいろんところでチェックしながら、間違いなく報告したと、結果を聞いてきたということ、それぞれ上のほうにも確認しながら、これでいいかどうか最終的に判断をしていただいて、そういう活動をお願いしたいと思います。

3番目に移らせていただきます。

代畑屯所対策及び代畑避難所の新設であります。代畑の、やはり公民館的なところがなかなか使えないというようなこともありまして、滑津小学校というような形になるんですが、先ほども申し上げたように、高齢者の方、2階に行ったりあるいは親戚のところにお世話になったり、そういうところがあります。代畑の住民とすれば、やはり近くにあって、そこにとりあえず避難してそしてみんなでこう助け合う、そんな状況ができればいいというふうに、その共助の精神を育てる上でも、そういう新しい新設的なものがあれば結構かなというふうな感じであります。そういう部分で、いろんな事業があると思いますので、その辺も検討しながら話し合いを、区長通しながらでも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

あと、1つ確認であります。住民課長になるかもしれませんが、10月12日に土曜日なんですけれども、休みの日です。大雨特別警報が19時50分に発令されて、全職員が招集したというようなことを聞きました。全職員

となると、村外の方も多かったと私は思います。そういう部分での職員の、遠くから来るものですから、水没しているような道路状況とか、あるいは最悪、酒を飲んでいて時間帯でもあるのかなというようなことも考えられます。私は、職員を守る上でも、やはりその辺のところ、全員招集は必要であります、そういう状況をしっかり説明をして招集するというようなことを、やはり必要ではあるというふうに思いますので、その辺の状況をちょっと説明していただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 大雨特別警報が出された時点で全職員を招集するというのは防災計画の中に載っておりますので、全職員に一応、招集の連絡をしました。職員の中には、ちょっと危険なので行けないというような職員もいました。それはそれとして、身の安全を守るという意味で、それでも来いと言うわけにはいきません。それはそれで、もう十分、連絡をいただければ納得しました。それから、飲酒については台風が来るということをご予想しておりましたので、職員の中には、その日は多分、酒を飲んでいなかったらと思います。課長については、大雨警報が出たときには招集するので自宅待機というような指示をしておりましたし、大雨特別警報が出るということまでは想定しておりませんでしたけれども、そういった状況になりつつあるという中で、やはり職員の方々も緊張をもって、そういった連絡を待っていたのではないかと思います。今後、そういったことに対応できるように、十分職員としての自覚を促していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） よろしく申し上げます。今、本当にテレビ等においても、酒飲み運転、あるいはそういう水没して、そこに入って行ってしまったというような事件が目につきます。せっかく好意で来ようとした件が、そういう死亡につながるというのは非常に痛ましいことでもありますので、また、呼んだほうの責任も問われます。そういう部分で、必ず来るときに気をつけなくちゃならないこと、あるいは酒飲み運転等含めて、自覚を持たせてしっかり対応等お願いしたいと思っております。

それから、最後、防災訓練の実施についてですが、これもぜひ、今後早急に計画をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それから、5番目、企業誘致の推進であります、今、NHKあたりで12月2日から4夜連続でドラマ「パラレル東京」というのが、首都圏直下地震が放映されました。私も見ていて、見たくないなと思ながらも見て、参考とさせていただきますが、あの状況ですと、やはり東京の木造の住宅、これは早急に改善しなければ大変なことになるよというようなことでもあります。そういう部分で、もう、今後30年以内に70%の高い確率で発生するであろう大地震、その辺を教訓を得ながら考えると、どうしてもこの中島の環境をPRしていただいて、来れる企業もぜひお願いしたい、それには村長の力が非常に大きいと私は思っておりますので、その辺の村長、もう一回、強い意気込み、誘致について、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの質問でありますけれども、企業誘致は大変重要な施策の一つであります。こ

れまでも、企業誘致に向けて東京で開かれる企業立地セミナー、あるいは東京経済人会に、それから現在、村に進出しております企業の本社等を訪れて、さらなる誘致、それから拡大ということで要望しております。今回の大雨を教訓に、本村においてはそういった被害がなかったということもPRのいい面のPRの一つになるのかなと思っておりますので、今後も、積極的に企業誘致に向けた取り組みを県・国それから各企業に問いかけていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 以前、副都心構想とかそういう部分で大分議論されたんですが、それがちょっと消えてしまって、私は再燃焼するのではないかというふうに思っております。そういう部分での地方分権、そういう部分でのPR等も積極的にしていただいて、この中島村を防災からしっかり守っていただくというようなことをお願いしたいと思います。やはり、防災はハード、ソフト両面がなければ成り立たないと思っております。まさしく車の両輪ごとくハード、ソフトをしっかり進めていただいて防災対策をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 以上で、3番、小室重克君の質問を終わります。

◇ 小 林 均 君

○議長（藤田利春君） 次に、4番、小林均君の質問を許します。

4番、小林均君。

〔4番 小林均君 登壇〕

○4番（小林均君） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず、先々月の10月12日の台風19号は今までにない規模で被害がありました。被災された皆様には、心からお見舞いまたはお悔やみを申し上げます。日本は地震だけではなく、台風や集中豪雨による被害が予想以上に発生しております。これらは地球温暖化の影響により海水面温度が上昇し、想像以上の台風になったり、集中的に豪雨になったりして、局所に時間雨量120ミリもの雨をもたらすようになってきたと言われております。こうした想像を絶する雨が、これからはあるんだということを頭に置かなければなりません。これらの整備に対しては膨大な費用もかかります。しかし、少しでも被害を抑えられる防災、減災の対応を実施していくことを心がけねばなりません。村民一丸となって、できることから取り組んでいくことを望みます。

さて、私の一般質問は、今回台風19号で水田にわら被害が発生しました。稲刈りの時期で、稲刈りの終わった水田と終わっていない水田があったわけですが、稲刈りの終わった上流から終わっていない水田に、コンバインで刈り取ったわらが流れて被害を受けたということでもあります。これに対して、村ではわら被害の被害申請調査を実施しましたが、調査の結果、何件の被害があったのか、また被害申請者は何件あったのかお尋ねします。また、これらに対する救済措置を考えているのかお尋ねします。国では、農地に対して土砂や流木が流れて被害を受けた者に対して支援する報道がありました。また、わら被害についても同様に支援するような対策がとられるようですが、中島村においてはいつからどのような対策または支援をするのか、お聞かせ

いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、台風19号で中島村における災害復旧工事はどの程度発生したのか、また、これらに対する復旧工事は現在のところ、どうなっているのかお尋ねします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは通告に基づきまして、小林 均議員のご質問にお答えします。

1点目の質問でございますが、水田の稲わら被害についてであります。11月13日、稲わら撤去希望者を取りまとめたところ、44筆、23名の方から申し込みがありました。

稲わら被害の救済措置については、農林水産省・環境省の支援事業で、農林水産関係被害に対する支援対策が進められております。圃場に堆積した稲わらの撤去・運搬作業は、農業生産関係団体のJA夢みなみが事業主体となり、現在、作業準備に入っております。

村では、稲わら撤去希望者名簿や撤去圃場図面を作成するとともに、撤去する稲わらの集積箇所の確保や、集積箇所の代表地権者への説明等を行い、了解を得ている状況です。

稲わら被害に遭っている方々が営農意欲を失わず、一日も早く営農再開できるように、水田の復旧に向けて対策を進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、台風19号による被害箇所数であります。小さな被害箇所も含め農地災害74カ所、被害総額2億6,393万5,000円であります。

被害内容であります。水田ののり面・畦畔崩落が8カ所、水路の土砂による閉塞、のり面崩落が35カ所、農道ののり面崩落、路面洗堀が22カ所。畑については、のり面崩落で5カ所、農地施設関係で四ヶ村堰、大欠堰の頭首工が2カ所、農業集落排水施設の2カ所であります。

次に、災害復旧の進行状況であります。国の災害査定が必要な箇所が15件、村単独にて復旧する箇所が38件を予定しております。工事箇所の統合等を行ったため、被害箇所より少なくなっております。

国が定める災害復旧事業の基準が1カ所当たり40万円以上の被害額となっております。国による1次査定が12月2日から始まり7次査定まで行われる予定で、本村では1次査定に5件を申請しているところであり、残りの箇所も順次査定を申請しているところでもあります。

次に、災害復旧工事を実施した場所の完了予定であります。来春の営農再開に向け災害復旧工事を進めてまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） ありがとうございます。ただいまのわら被害について、村長のほうから答弁がありました。それで、国のほうで支援していただくということで、大変、農家の方々も安堵しているという状況だと思っております。それで、これまでに国が支援するまでに至る経緯の問題なんです。問題というよりも、私のほうからも希望したいというふうな話なんですけれども、約1カ月間、調査の段階に入るまでにあつたわけなんですけれども、その中で被災された農家の方々、私も歩いて何件の方々かには話を聞いたんですが、このわら、どうすればいいんだというふうな話が伝わってきて、私も、今焦ってもしようがないんじゃないかという

ふうな、今すぐ耕作入のような状況でもないし、焦ってもしようがないんじゃないかというふうな話もしたりしてはきたんですけども、やはり、農家の方々は焦ってわらを燃やしてしまったり、できる方はそれで当然いいんですけども、燃やして耕作できれば、それで当然いい話なんです、それ以上に被災してしまった方々については、何ともなんない、おまえら情報が入っているかというふうな話が、当然、聞くわけなんです、その際に、当然村のほうでそういった情報をどのように考えているのか、そういった情報が村のほうに入ってきたのかどうか、その辺の話をちょっと聞ければ聞かせてもらいたいなというふうに思っているんですけども、まずその辺からちょっとお願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） それでは、ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

確かに、災害がありまして、大量に堆積しました稲わらの問題ですね、圃場及び農道、水路、いろんなところに堆積したわけです。その間、1カ月の間というようにお話ですけども、事務局のほうは、その稲わらについても災害対応できるかということでの国への働きかけと質問と、あとは当然、近隣のほうでもどういった対応をとるのかということでも奔走していました。いろんな状況が徐々に見えてくる中で、自治体の中でいろいろ捉え方が違ってきていたということで、地権者の皆さん、生産者の皆さんのほうに違った内容での報告というのは、当然できませんので、それが拡散してからでは、今度、事態の收拾をするのに非常に時間がかかってしまうということも考えております。

県のほうの最終的な、あす、説明会の前に一度会った中で、質問の中でどういった対応をすればいいかというのを確認して、それで改めてこういったことで集計をとって、それから今度、事業主体という話になったところで、JAさんのほうから、今回、事業主体となって稲わらのほうの撤去、運搬、収集ですか、行いたいというふうなことで意見のほういただきましたので、それについても村が間に入りまして、今度はJAさんのほうで発注する先のアグリサポートセンター、イシカワさんというところの、その代表の方とお話をして、中島村に、いつごろからどんな感じで、どういった方法で、いつまでにできるかということをはっきりと詰めております。それを今度はJAさんと協議をして、村が今度すべきところの、今、あさってから、先ほど話した農機具とか農業施設と同時並行しまして、稲わらのほうの現地確認ということで、募集された田んぼ、圃場のほうに旗をちょっと立てていって、いつでも入れるような体制を整えるということで考えております。ですから、どうしても最終的にここまで来るまでに時間を要してしまったということですので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） ありがとうございます。村のほうで、執行部のほうでとってきた対策、対応の仕方については、私は問題ないというふうに思っています。本間課長が今、話したとおりの方向で進めてきたことに対しては異議申しているわけではございませんし、最低必要限度の期間が必要だったというふうに思っています。

私のこの質問の仕方も悪かったのかもしれませんが、災害が起きてすぐその後の話なんです、農家の方々は、やはり不安になっているわけなんです。どうしたらいいんだ、わからないというふうな話で。そのときに、

私も思ったんですけれども、相談する窓口みたいなのが村のほうに今現在ないですよ、そういった窓口、災害窓口みたいなものは。だから、そういった災害窓口みたいなのがあれば、何とかそこに電話をやって、自分の悩み事を聞いてみたり、いろんな災害もそうだと思うんですが、そういった窓口があれば、そういった話が聞けるんじゃないか、実際にどうしようもないこともあると思います、それは当然。それはそれでいいと思うんですよ、今、情報入っていないと、だからもう少し待っていてもらえますかというふうな、その相手に伝える方法のやり方でもいいというふうに私は思うんです。だから、そういった親切心ではないんですが、村民の方々の不安な気持ちを少しでも抑えられれば、そういった窓口もあったらいいのかなというふうに、私は思っ
て質問したわけなんですけれども、そのところ、少しよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの質問でありますけれども、やはり、被災された方々というのは不安に思っている日々が続いたんだろうと思います。そういったことも含めまして、今後、そういった水害の、農業災害の、例えば相談110番とか、そういったその課の中に設置して、皆さんの問い合わせに答えていければなど、今、考えておりますので、今後参考にしながらそういったことができるように取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 村長、そういったところで、これから、また災害がいつ来るかわかりませんので、そういった方向で検討していただければというふうに思っております。

次に、災害復旧工事についての質問なんです、72カ所ほど災害箇所があるわけなんです、それで、先ほど畑とかのり面、それから道路、いろんな災害があるわけなんですけれども、この中で、来年の耕作に影響のある被害箇所、要するに田んぼの土砂が入って、来年、耕作困難な状況になっているとか、畑のり面も含めてなんです、来年、畑が耕作できない、田んぼが耕作できないというような箇所数把握してありますか。そのところ、ちょっとお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答へします。

来春の営農に支障がある水田というのは、主に松崎地区というふうに捉えております。その中でも、鷹ノ図のところにあります水田が、河川の堤防がやられておりますので、当然、河川の土木災害のほうで改修が終了しないと農地のほうの復旧ができませんので、そちらの水田については、来春、作付できないのかなというふうに捉えております。その他の水田の土砂の流入については、3月までに終了できるように極力詰めていきますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） ありがとうございます。箇所等については、じゃ、後ほど私のほうから個人的にちょっと把握しておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

中島村は、農業重点に財政も農業の収入が見込まれる村でございますので、ぜひ、来年の耕作に影響のないように、そういったことで、ぜひ、担当課のほうで取り組んでいただいて、これからも対応して復旧を早めに

進めていただきたいというふうに思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 以上で、4番、小林 均君の質問を終わります。

○議長（藤田利春君） お諮りします。ここで2時5分まで休議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、14時5分まで休議します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時05分

◇ 木 村 秋 夫 君

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

次に、7番、木村秋夫君の質問を許します。

7番、木村秋夫君。

〔7番 木村秋夫君 登壇〕

○7番（木村秋夫君） まず、初めに、10月12、13日に発生した台風19号において被災された方々にお見舞い申し上げます。

では、通告に基づき質問させていただきます。

農道の整備においてお伺いいたします。農道の舗装整備が行われていないと、農機具の移動、また、農作物の輸送などが効率的に行われず、労働生産性が低下してしまうと思います。労働生産性を向上させ、経営安定を図るためには農道の舗装整備が必要かと思われま。そこで、村長に質問いたします。村内の農道に対する舗装率をお聞かせください。また、農道改良事業において、今後農道整備をどのように進めていくのか、村長の考えをお聞かせください。

お願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 通告に基づきまして、木村秋夫議員のご質問にお答えします。

本村の農道整備は、昭和35年農業構造改善事業を皮切りに農林総合整備モデル事業を実施し、農道整備が行われてきたところであります。

初めに、農道に対する舗装率であります、阿武隈川水系の圃場、川原田から代畑の範囲内の農道でお答えします。

農道延長、54.8キロメートル、うち舗装延長が31.9キロメートル、未舗装延長が22.9キロメートル、舗装率にしまして58.2%であります。また、泉川水系の圃場や松崎地区の未舗装農道を合わせると30キロメートルを超える農道が舗装されていない状況にあると考えております。

農道整備事業としまして、農林水産省の国庫補助事業と総務省の公共施設等適正管理推進事業債を利用した起債事業があります。

未舗装箇所全てを実施するには、財源と時間が必要になってきますので、優先順位を関係部署と協議し、どの事業で実施するのが村財政に有利なのかを見きわめながら、農道整備を進めていく考えでおります。

また、先月末、福島県選出国會議員に農道整備についての要望活動を行ってきたところでもあり、ご理解をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ありがとうございます。阿武隈川水系の圃場で舗装率が58.2%ということで理解いたしました。それと、また、今後は阿武隈川水系、泉川水系、松崎水系を舗装整備されていない30キロメートル超については農林水産省国庫補助金事業と総務省の公共施設等適正管理推進事業を利用した事業で取り組んでいくということで理解しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ところで、先ほど舗装率58.2%、大体半分舗装されているということですが、川原田地区、天神前、また、常陸橋向の中川原地区においては舗装整備が1路線も整備されていません。このような地域を、今後、舗装整備についてどのように整備していくのか、村長のお考えをお聞かせください。

お願いいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

[村長 加藤幸一君 登壇]

○村長（加藤幸一君） ただいまの木村議員の質問であります、天神東、天神前、それに中川原地区の農道が全く舗装されていないというような状況にあるということですが、先ほど申し上げましたように、そういった地区については、優先順位を上げながら、今後、補助事業を活用しながら舗装整備を進めていきたいと思っておりますのでご理解のほどお願ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ただいまの説明だと、ちょっと納得しないです。財政は厳しくて、なかなか大変だとは思いますが、この地域は、本当に、先ほどの昭和35年から構造改革でやった地域なんです、もう本当に長年、よその地域と比べると舗装されていないというのは本当に目に見える地域なんです。実際、土地改良区、私、今、役員やっているんですが、この地域で私たち改良区で砂利を敷くことがあります。そうすると、砂利敷きやるような話すると、今ごろ砂利敷きやっているような地域あるのかというような話が出ます。それくらいよそは舗装されているということです。この地域、ほとんど、うちの前から見ると、ほとんどが舗装されていない、この地域は何かお願ひして、舗装して整備してほしいというのが私の考えですので、村長、もう一回お聞かせください。お願ひします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの木村議員の質問であります。木村議員の要望は、私も地元でありますので十分に承知しているところであります。ただ、議会でありますので、ここで箇所づけということは避けさせていただいて、先ほど申し上げましたように、優先順位を十分考慮しながら舗装を進めてまいりたいと思いますので、この場での箇所づけについてはご容赦願いたいと思います。

後ほど、来年度の予算編成の中でそういった農道整備の事業が上がってくる際に、質問いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ありがとうございます。なかなか議場の中では厳しいということわかりました。未舗装道路、いずれかの補助事業なんかで取り組みまして、また、村の財源などを検討して、早く整備されることをお願いいたしまして私の質問を終わります。

よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 以上で、7番、木村秋夫君の質問は終わります。

◇ 椎 名 康 夫 君

○議長（藤田利春君） 次に、2番、椎名康夫君の質問を許します。

2番、椎名康夫君。

〔2番 椎名康夫君 登壇〕

○2番（椎名康夫君） 去る台風19号により被災を受けました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

去る10月12日から13日にかけて、台風19号による国内の被害は甚大なものでした。その後の復旧は、困難をきわめて現在も続いています。特に、災害直後の飲料水等の確保は最重要課題でした。命の源である水を求めて給水車に並ぶ被害者の姿をテレビの画面越しに見ても、実に痛々しい光景でした。いわき市の平浄水場では平時には5万2,000カ所に水を供給していますが、85センチの浸水を受けまして電気系統がだめになり、利用者の大多数が断水被害をこうむりました。ほかの地域でも、状況は同じようなところが多くあり、最終的に福島県内で断水が解消したのは11月8日の相馬市が最後になりました。水道水が使えないとなれば、社会生活は混乱し、学校などは休校になるかもしれません。

さて、村では独自の第3水源を持っているわけですが、緊急時において、果たしてどれだけの水を供給することが可能なのか。水量、期間などの現状の数字をお聞きしたいと思います。また、村内では自家用の井戸水を併用している家庭もあるかと思えます。災害時における共助の意味からも、有効に利用していただけたらと考えます。村としては、それらの家庭の数を把握しているのか。

以上、2点についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 通告に基づきまして、椎名康夫議員のご質問にお答えします。

簡易水道施設の第3水源であります。平成2年に簡易水道2次拡張工事において、現在の町畑地区に深井戸を新設した施設であります。

この施設の計画1日最大取水量は2,500立方メートルであります。現在、白河地方広域市町村圏整備組合から1日責任水量1,600立方メートルの供給があり、責任水量以上の給水利用がある場合、自動運転により第3水源から取水し浄水場で水処理を行っております。

平成30年度の配水流量データを見ますと、1日最大2,049立方メートルの配水流量がありました。この配水流量データと比較しても第3水源の取水量は十分な容量があることから、白河地方広域市町村圏整備組合からの供給が一時停止した場合も支障ないものと考えます。

また、何日分の供給が可能かとの質問であります。平成13年4月白河地方広域市町村圏整備組合から供給が開始されるまでの間、毎日取水を行い水道利用者に供給してきたところであります。

なお、現在も簡易水道施設の自動運転による水処理を行っており、一月当たり約1万立方メートルの取水量をくみ上げていますので、当面は問題がないものと思っております。

次に、井戸水の共助であります。11月1日現在、井戸水のみを利用している世帯数は、67世帯が使用していると思われ。これについては水道料金の算定がなされていない世帯数であります。

また、簡易水道と井戸水を併用している世帯もあることから、井戸の総数については把握しておりません。

次に、災害時における共助であります。個人所有であること、水質検査等を適正に実施し管理されているのかなど、問題点があるものと考えております。

井戸水の共助は、それぞれ個人同士で行っていただき、村主導での推進については今のところ予定しておりませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 説明ありがとうございます。第3水源で、まずは村民の皆さんにそんなに心配をかけることなく水道供給できると、それを聞いて、大変、村民もかなり安心されると思います。

また、井戸水に関しましては、もしこの第3水源のみで簡易水道を実施するとなれば、各上流からの水が通水がなくなった場合、もし足りなければ井戸水も有効に利用できる、そのように考えたわけでありまして、昭和52年に営農飲雑用水の整備事業始まりまして、40年以上経過しています。井戸水は使わなければだめになります。もし、井戸が残っていてもくみ上げポンプ等が故障すれば、もう、井戸水を使う家庭もなくなります。だんだん目減りして、今、井戸水のみが67件、併用している方も、まだ、農家に限っては二、三割はあるのではないかと思いますけれども、それでもないよりはあったほうが良いと、万が一に備える、今の時代ですから、ピロリ菌とかいろいろ出て、井戸水は注意しろと言われてますんで、それは各家庭で十分に注意していただきたいと思っております。

それでは、上水道についてですけれども、中島村地域防災計画の中の震災対策編第1章、その中に上水道にかかる文言がありますので、ちょっと質問いたします。第5節上水道施設災害予防対策ということで、第1上

水道施設災害予防対策の中の項の1、水道施設等の設備ということで、「村は水道事業のより一層耐震化を図り、水道水の安全供給と2次災害の防止のため水道施設の整備を図るものとする」そして、続くのが「既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする」これがあります。それともう一点、2項、応急復旧用資材の確保、「村は応急復旧用資材を備蓄しておくとともに、機材の備蓄状況を把握しておくものとする」。以上2点、現状はどのような状況なのか、担当課で結構です。お知らせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の施設の耐震診断等でございますが、今のところ、耐震診断等は行っていないところであります。今後、企業会計のほうで施設の台帳の整備等が必要になってきております。簡易水道の施設等の台帳整備の中で、その耐震化の整備等も当然必要になってきますので、その際には計画的に耐震の診断を行い、施設の整備に努めていきたいというように考えております。

続きまして、施設の部材の関係の備蓄であります。滑津地区にあります旧岡ノ内の配水場、そちらのほうに本管に使用します継ぎ手等の部材を備蓄しておるところであります。中島村につきましては、他町村と違まして125というまれな本管を使っておりますので、そういったものは急に手に入らないというも可能性ありますので、そういったものを備蓄してストックしているところでもありますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 備蓄に関しましては、本管と特殊事情のある径125ミリということで、それは常備していると、大変それは安心できると思っております。耐震診断等でございますけれども、これは第3水源に限らず浄水場もまだそれはされていないということで、全ての施設、まだされていないと。そうですか。それはそれで、それこそ、マニュアル、防災計画載っていますんで、早急に進めていってほしいと思っております。

また、水道に関しましては、3月の議会においても水道料金に関する一般質問の中で第3水源について話がありました。その中で、村長は第3水源の利用方法については、今後、十分な協議が必要と考えております。という答弁をいただきましたので、災害に備えるのは十分、万全を期してほしいと思っておりますので、とまることなく前に進んでいきたいと思っております。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 以上で、2番、椎名康夫君の質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、承認第1号 令和元年度中島村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより承認第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、承認第2号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより承認第2号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第46号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 総務課長からの説明があった中で、1号と2号というふうな、任用ですか、任用職員というのがあって、1号についてはパート任用だというふうな解釈でいいというふうな話、ちょっとあったと思うんですけども、それから2号については通常フルタイムの任用だというふうな説明あったと思うんですけども、これでいいですか、考え方は。

それとも一つ、雇用期間というのは1年なのか2年なのか、その1年ごとの雇用を繰り返すのか、その辺だけちょっと確認させていただきます。お願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問でございますが、1号会計年度任用職員、パートタイムということ等お話ししましたが、通常の職員よりも短い勤務時間という捉え方でお願いします。通常、1日7時間45分ですが、それ以下、あと、一月でいいますと、おむね21日なんです、21日を超えない範囲の人を1号会計年度任用職員。それから、第2号会計年度職員につきましては、職員と同じ勤務時間の職員ということで、わかりやすいようにフルタイムというようなことで説明させていただきました。

それから、雇用期間でございますが、今年までは、臨時職員、事務補助員につきましては、半年で更新して1年間。その間に1週間程度あけるということで、基本的には半年、半年というような雇用体系でございました。嘱託職員につきましては、4月から3月まで1年というような雇用体制でございましたが、今回の会計年度任用職員につきましては、1会計年度、ですから、例えば年度4月から採用すれば次の年の3月まで、例えば5月から採用すれば3月までということで1年度期間の雇用というような体制になります。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） わかりました。その任用職員ですが、2年続けて、3年続けてというふうに、1年ごとにまた再任用されるということはあることですか。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） はい。現在は、臨時職員は最大3年、嘱託職員5年ということでございましたが、この新しい制度では1会計年度で一旦終了しますが、引き続き採用することもあり得るということで、2年、3年と継続されることもあります。この制度も変わります。例えば、今までの3年とか5年というしぼりはございません。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、議案第47号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案第48号 中島村森林環境譲与税基金条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それではお伺いします。

森林環境譲与税基金、大変、目的は賛同できます。それで、事前説明で、課長が令和6年から徴収が始まる旨、説明されましたけれども、これはどういう体系で金額、決まるものなのでしょうか。大体、わかると思い

ますけれども、詳しいところ教えてください。お願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、割合なんですけど、こちらにつきましては、まず私有林の人工林10分の5、そして林業就業者数が10分の2、人口が10分の3というところで、やはり、自治体の面積の大きさに大きく比例してきまして、福島県内でも大きく差が出ているところでございます。徴収体系につきましては、令和6年度から通常の民税の個人住民税のほうと一緒に県の森林環境税と合わせて国の森林環境税の徴収という形になりまして、村のほうから県へ、県から国へというような流れになります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 承知しました。少ない金額で広く浅く全国から徴収すると、そういう目的だと思います。承知しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 文言について、質問させていただきます。今回、初めて森林環境譲与税の基金条例を作成したということですが、この説明の中に森林環境税を原資として設置をするんだというようなお話でありました。それで、設置の目的、第1条であります、私とすれば、いろんな、今、お話しした森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、これ平成31年法律第3号に基づいてつくると思うんですけども、その辺の文言をなぜ入れなかったのか。その辺のところ、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回のご指摘いただきました森林環境税、森林環境譲与税の文言でございますが、財源のもとというのが森林環境税ということで確定しておりまして、それを受ける受け皿として、今回整備しております。その中で、第1条の設置というのは森林環境譲与税と目的が一緒というところで、その文言の2つ、森林環境税と森林環境譲与税につきましては省かせていただいているところでございます。

また、想定にはなるんですが、来年度、県の森林環境税のほうの見直しというところがございます、これも恐らく令和3年度から新たな動きを見せて、今回の森林環境譲与税の上乗せであったりとか、同じように基金のほうに積み立てをしていって、しかるべき対応で、先ほどから話題となっているその台風19号の対応につながるようなパリ協定の温暖化防止という観点からしても、今後の動きを見据えますと、その文言2つ、森林環境税と森林環境譲与税の文言を外しておいて、県のほうの森林環境税の受け皿にも使えるような体制で整えましたので、1条につきましてはこのような表現のほうでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第8、議案第49号 中島村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第9、議案第50号 中島村分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） それぞれ、条例を作成するに当たっては、村の条例等左横書き及び用語等の統一に関する措置条例により作成、提出、上程していると思っております。つきましては、今回の議案第50号 中島村分担金徴収条例の一部を改正する条例、この1番、附則の下に、「この条例は、公布の日から施行する。」というふうになっておりました、「令和元年12月6日提出」とあります。それぞれ、条例を提出するあるいは改正する、その際に提出する月日等については、「附則」の「附」のところから入る、「令和元年12月6日提出」というふうには思っております。この分担金条例については、「この条例」の「この」から同じ下に下がって「令和元年」となっております。ついては、普通、2つ置いて「令和元年12月6日提出」というふうには思っておりますが、この辺の説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

○建設課長（齋藤 満君） それでは、ただいまの質問というか、指摘につきまして私のほうから答弁させていただきます。

小室議員が申しますとおり24ページと25ページを比べていただきますと、指摘されたとおり、ちょっと違ってくるということでございます。こちらにつきましては職員が作成しております、その単なるミスということで大変申しわけございませんでした。今後は気をつけていきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 今後、十分注意されて、やはり、課長でございます。それぞれ、しっかり最終責任をとるというようなことでありますので、今後、十分注意してお願いしたい。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第10、議案第51号 中島村公民館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。

次回の会議は12月11日午前10時に開会しますので、ご参集願います。

起立。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時47分

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和元年第4回中島村議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年12月11日(水)午前10時開議

- 日程第 1 議案第52号 令和元年度中島村一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 2 議案第53号 令和元年度中島村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第54号 令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第55号 令和元年度中島村土地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第56号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第57号 令和元年度中島村墓地特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第58号 令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第59号 令和元年度中島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 請願・陳情審査の報告(陳情第13号)
- 日程第10 陳情第13号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情
- 日程第11 議員派遣の件
(追加)
- 日程第 1 議案の上程 提案理由の説明(同意第6号から発委案第5号まで)
- 日程第 2 同意第 6号 中島村教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 発委案第5号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申出について(議会運営委員会)

出席議員(8名)

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 菅野昇君 | 2番 | 椎名康夫君 |
| 3番 | 小室重克君 | 4番 | 小林均君 |
| 5番 | 小松公雄君 | 6番 | 小室辰雄君 |
| 7番 | 木村秋夫君 | 8番 | 藤田利春君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------------|--------|--------|-------|
| 村長 | 加藤幸一君 | 副村長 | 吉田政樹君 |
| 教育長 | 面川三雄君 | 総務課長 | 木村修君 |
| 会計管理者兼 税務課長 | 久保田利男君 | 住民生活課長 | 小林隆君 |

| | | | | | | | |
|-------------------|----|----|---|--------------------------|----|----|---|
| 建設課長 | 齋藤 | 満 | 君 | 保健福祉課長 | 藤田 | 幸江 | 君 |
| 学校教育課長兼 生涯学習課長 | 矢吹 | 勝人 | 君 | 企画振興課長兼 農業委員会 事務局長 | 本間 | 俊一 | 君 |

職務のため出席した者の職・氏名

| | | | | | | | |
|------|----|----|--|---|---|----|---|
| 事務局長 | 相楽 | 高德 | | 書 | 記 | 真船 | 優 |
|------|----|----|--|---|---|----|---|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、議案第52号 令和元年度中島村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 一般会計の16ページをお開きいただきたいと思います。

文言のこともなんですけれども、款の衛生費、項の清掃費、1塵芥処理費の役務費12番、産業廃棄物処理手数料、これは産業廃棄物と呼ぶわけですか。災害廃棄物ではないんですか。19号関連の廃棄物ですよ。それは産業廃棄物という呼び方をするわけですか。よろしくをお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

産業廃棄物という表現はしておりますが、おっしゃるとおりで廃プラ、あとビニールなどの産業廃棄物という整理で表現させていただいています。台風19号に関連しての廃棄物でございます。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） そういう呼び方なんでしょうけれども、何かこう釈然としないといいますか、間違いなく災害で出たごみですよ。災害廃棄物じゃないかなとは思うんですけれども、そういうくくりでやられているのであれば、これはしょうがないと思いますけれども、わかりました。

続きまして、次ページの17ページをお願いします。

一番下ですね、農業災害対策費の中の強い農業・担い手づくり総合支援、ちょっと具体的な説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） おはようございます。

ただいまのご質問についてご説明いたします。

今のご質問の中の強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては今回の農業用被害、こちらの再建までを見ているところでございます。修繕、修理、あと再建というような項目がありまして、その中で農業用の施設と、あと農業用の機械ということの今回の国と県の事業になります。

内訳としましては、農業用の施設につきまして、その附帯の部分の施設でございますが、暖房器具等でございます。こちらにつきましては共済に入っていないというものでございますので、国のほうが3割つきます。県のほうが4割ということになります。農業用の機械につきましても、同じく修理、修繕、再建——再建というのは新しいもの、同等品のものを購入しなくちゃいけない状況となって、営農は当然この後も続けるという前提ではございますが、そういったものの内容で、こちら再建のほうの新しいものを購入したというところの予算取りをしております、こちらは農業用機械でありますと国のほうが5割、県のほうが4割ということの補助の内訳となっております。

今回、代畑地区のほうの施設と、そこで農業を営んでおります農業用機械のほうの数、機械の種類、そしてその種類についての単価につきましては、農機具屋さんのほうからお話を聞いて、同じ同等品で最大のものの単価で算出しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 機械あるいは施設、ハウスですとか、もろもろ被害を受けた方がいらっしゃるわけですが、基本、今までは原状回復が災害のときの補助の仕方だったんですけども、やっぱり例えばこの事業を再開する意欲や何かも含めて、やっぱり原状回復じゃなくて、さらに何というか手厚い補助がこれからは必要なんだろうと思っています。それは施設とか機械だけじゃなくて、例えば堤防だとか、あるいは畦畔だとか、崩れたところなんかも原状回復が基本ですけども、やっぱりさらに強固なものにつくり上げていく、あるいは担い手の人たちの気持ちをめげないような形で補助をしていくということが必要だと思います。

この補助率、総合的に、県・国あるいは村も含めてどの程度なんですか、割合というのは。補助率の割合、トータルで。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） ただいまのご質問についてお答えします。

総合の割合としましては、国と県合わせまして7割から9割の補助になります。おっしゃられたとおり、災害については、どういった畦畔とか水田、あとこういった施設についても原形復旧というのが原則となっております。それ以外に助成のほうの厚みとしては個人で入っていらっしゃるハウスの農業用の共済であったり、農機具のほうの共済であったりというのは、そこは考慮しないで、別に、言うなれば賠償という保険金のような形で入ってきますので、そこは個人の方の今までの補助の掛け方、保険の掛け方ということになります。

今回、この補助を受けて修理、修繕、再建をしますと、今後はそのものの耐用年数が終わるまでは必ず共済のほうに加入していただくということが条件になります。現在、これの補助のほかにも動きとして見られるのが、農機具というところであれば、専門的にやはりおつき合いのある農機具屋さんのご相談しながらというこ

とはなると思うんですけども、やっぱり資材関係で行った場合に、ビニールハウスであったり、その附帯の施設であれば、農協さんなんかのほうもある程度、助成のほうの今を考えているところだということには聞いております。

ですので、個人負担はあくまでも3割から1割ということになりますが、共済の部分であったりとか、それ以外の農業関係団体のほうの助成ということ、あとは借り入れの貸し付けについての内容を考えますと、なるべく生産者の意欲を損なわないように、速やかに動けるような助成対応であるというふうに捉えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 今の説明を聞いて、ちょっと安心をしました。繰り返しになりますけれども、再開意欲をそぐわないような形で、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ページ数で20ページをお願いします。

項の消防費の中の目の5の災害対策費の中の節で15の工事請負費、避難所看板設置工事で137万5,000円あります。これについて説明願います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

15番工事請負費、避難所看板設置工事についてであります。中島村には指定避難所が19カ所ございます。そちらの避難所について、今回の災害で避難所の周知の不足を痛感しているわけで、避難所に対する看板を5カ所ずつ、4年計画で看板を設置する予定でございます。5カ所、約25万円ほどの1カ所で設置する予定です。お願いいたします。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 今回の台風19号の中で、ああいう避難所を設けなきゃならないということで、最終的には19カ所の避難所の看板を設置するということですが、今回は5カ所ということなんです。この5カ所をどこが優先的にやる、決まっていると思うんですね。その辺をちょっと、どことどこの地域に立てるのか、説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問についてであります。計画では輝ら里、あと滑津小学校、吉子川小学校、改善センター、中島中学校の計画でございます。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 主に大きな大人数の避難できる場所だと思いますが、それでこの看板なんです。どの辺にどんなふうな看板を立てるか、よろしかったら説明願います。ただ道路の入り口に立てるのか、それとも建物とか、見やすいように立てるのには、どんなふうにどのような看板を立てるのか、お願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問であります、抽象的で申しわけないですけれども、目立つところ、例えば輝ら里でありましたら道路側から目立つように、具体的には防火水槽の前とか、あくまでこれ個人的というか担当課レベルなんですけれども、だったり、あと滑津小学校でしたら上り坂、学校の入り口のところに反射材というか夜光反射するような防災色、緑基調で反射するような素材で設置できたらばと考えております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 再度の質問に答えていただきたいと思います。

それで、避難場所の案内版なんです、これはできるだけわかりやすく、目に立つような場所というのは本当に必要だと思います。それで、よく見かけるのは、電柱のわきとか大きな目の高さに見えなきゃならないと思うんですね。どんなところに、入り口に立てるにしたら下の方の看板に立てるのか、それとも電柱とか、その辺はどんなふうを考えているか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問でございますが、おっしゃられるとおり、目の高さとか高い位置、電柱につけることよりも単独で支柱を設けて設置するようなほうがよいと考えております。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） できるだけ誘導のしやすいような看板を立てていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） おはようございます。

今の関連質問なんですけれども、これ看板設置するというのは物すごく大事なことです。それはわかります。ただ、それ以前に、どこが避難所ですって住民に周知徹底するほうが俺は先じゃねえのかなと思うんだ。だって、そりゃ道路歩いていてここが避難所だって、それ映えることが大事だと思いますよ、目立って。ただその以前に、いろんな広報とか広報紙とかで、住民に何かあった場合にはここが避難所ですと、前もって周知徹底することも物すごく大事なんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問でございますが、年度の6月の水防シーズンであったり、水防計画に基づいてハザードマップを全戸配布しております。ホームページにも掲載しております。ですので、定期的にこのハザードマップの配布をすることで周知は図りたいと思っております。

なお、ハザードマップ、ぜひ今度はカラーでわかりやすいようなものを作成して配布する考えではございません。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） そうですね。ハザードマップが役立つように、物すごく目立つやつでよろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、13ページをお開きください。

総務費の中の12ふるさと振興費ということで、説明でふるさと納税基金積立金（過年度分）とありますけれども、これはいつごろの何月から何月までとか、それを知りたいです。

そしてですね、9月まではペナルティーを受けて、そこで一旦中島の場合はストップされました。その後、10月以降、総務省と手続はしたと思いますけれども、このふるさと納税に関する業務内容、どの辺までいっているのか、詳しくご説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） それでは、ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

まず、今回の補正のほうに上げさせていただきました25万1,000円でございますが、こちらは前年度分の寄附に対してかかった経費を9月に決算が出たもので、それらのほうを再度計算して、今年の3月に年度内で予算を総額で差し引いていましたので、決算で確定した人件費とそのもの、全部の数字を差し引いて25万1,000円分のほうの積立金のほうの過年度分が発生しております。その分の補正のほうの計上となっております。

今回、今年のふるさと納税につきましては、まず6月から9月までの4カ月のほうの指定はいただいております。ただ、全体的な見直し、動き、いろんなことで最初からずっともう一度計画を練り直していました。

その中で10月からさらに1年間、来年の令和2年9月30日までの指定を、今年9月19日に総務省のほうから改めていただきましたので、税法上の制度にのる自治体ということで指定を受けております。ですから、ようやく今年の6月から来年の9月30日までの1年4カ月の指定を受けております。その中で動き出しということで、村のほうといいますか、私どもも慎重に対応していくということで、総務省の見解を重視して動いておりました。

その9月の1年間、税法上にのりますという自治体の指定を受けて、改めてそれまで動いていた中身、どういった体系で、どういった返礼品で、どういった構成で動くかというところを10月、11月で詰めまして、12月の先週なんですけど、返礼品のほうを開始させていただいております。

今年の4月からは、確かに返礼品がないというところで寄附をしていただいて、中島村を応援してくれている方というのは非常にやっぱり急激になって減りました。現在でも4月からようやく10名ちょっとの寄附者となりまして、額にしても22万円ぐらいと。過去2年の返礼品を開始した中での実績からいきますと、どうしても12月は急激に上がります。そのときに、今年いろんなところで観光のPRのときに、村のほうのお米のほうなんかPRをさせてきていただいておりますので、こういったお米のほうがまた12月のほうに、寄附の方に返礼としてお渡しすることができればいいなということで、今待っているところではございます。ただ、今年

そういったことで、12月いっぱいまでの募集として今考えております。

1月からは、今度は寄附をしていただいた方の自治体のほうにワンストップ特例の処理とかということの事務に入りますので、一旦、本年度分につきましては12月で返礼品のほうはとめさせていただきまして、そちらのほうの事務が確定しましたら、また4月からの再開を目指していきたいというふうに考えております。

返礼品の数なんですけれども、今のところ村のほうの地場産品というところで、種類は多いんですが、全部で7種類ぐらいです。構成のほうは、それをうまく組み合わせたり、お米だったら重さで変えたりとかということで、全部で今19の返礼品のほうをご用意させていただいております。物としてはもう7つぐらいしかございませんが、それぐらいちょっと工夫はしているところでございます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） いろいろ説明を受けまして、現在は検討中、充電中と捉えます。いろいろ総務省からの縛りを受けまして、工夫、苦勞しているのはわかりますけれども、ここはふるさと納税の原点に戻りまして、これも我々議会の4年前の一般質問から始まったと私は考えておりますけれども、でき得る限り地場産品、湯川村を例に例えれば米とお酒でどうとう一本やりでやっている。それでも上がり下がりありますけれども、1億はキープすると。できます。

中島村は中通りきっての米の産地でございます。品質の良い米もとれます。それらを基本に考えていただいて、まず考えてほしい、工夫してほしい。そして、まずPR活動を忘れずに継続してほしいと思います。頑張してほしいと思います。

質問を終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 8ページをごらんになっていただきたいと思います。

歳入のほうの款で分担金及び負担金、項で分担金の農林水産業費の分担金なんですが、382万5,000円、これについて説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

農業費分担金であります。こちらは今回の台風19号におかれまして、水田、畑に係る被害の災害復旧工事分の受益者負担金となります。

こちらの算出であります。概算工事費から補助金、また村のほうで起債を起こします。その起債額を差し引いた額ということで捉えております。あくまでもこれは概算ということで、今回計上させていただきました。今後、工事にあたりまして、詳細設計ということで詳細な工事額が出てきますので、当然負担額も変わってくるということでもあります。

なお、昨日、分担金の減免関係で議決いただきましたので、今後はそちらの減免のほうも受けて作業等進め

ていきたいと思ひます。ご理解いただきたく思ひます。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） きのう分担金条例一部改正ということでのりました。村長がそれぞれ最終的に決定をするということになっておりますので、なるべく受益者負担を軽減していただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 21ページの教育費の中で、小学校費と中学校費の中に要保護準要保護児童等援助費というふうな形で3学校ですね、上がっていますが、総務課長の説明の中では台風19号被害者への援助をするための費用だというふうな話なんですけど、もう少し具体的に説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

21ページの小学校、中学校関係の扶助費、要保護準要保護のそれぞれの補正額でございますが、先ほどただいまの議員ご質問のとおり、提案理由の説明では災害関連というご説明ですが、それも含まれるということでご理解願ひたいと思ひます。

詳細ちょっと説明しますと、滑津小学校の扶助費25万5,000円でございますが、要保護準要保護という、そこからちょっとご説明申し上げますと、生活保護とかそれを受けているご家庭についての補助する金額でございますが、うちのほうは生活保護はおりませんが、主な支給、準要保護、いわゆる児童扶養手当、それを受けている家庭が主でございます。母子家庭とかそういう父子、お父さんだけの家庭とかもいらっしゃいますが、そういう家庭に学用品とか、そういうのも補助しているものでございます。

それで、年度当初である程度算定して予算は組むわけでございますが、4月になってから申請とか、あとこれは国で定められた金額、単価で算出するわけでございますが、正式な国の新年度の補助単価が6月ごろ参ります。なもので、当初予算編成時は旧年度の単価で組みますので、その辺の単価の違いとかも出てきます。そういったもので、もう一度その単価とかが示されて再検査しまして、今回補正をお願ひしたものでございます。

まず、滑津小学校25万5,000円でございますが、人数増とか、そういったことで今回単価アップ、さらに滑津小学校については被災児、代畑地区からのお子さんが2名いらっしゃいます。その分で、災害分として計上していますのが4万4,000円ほどでございます。残りの差額につきましては、今言いました人数の当初予算の変更、さらに単価のアップということでご理解願ひたいと思ひます。

吉子川小学校につきましては31万5,000円でございますが、これも人数の増、さらに新入学児童がかなりというか、当初予算編成時では2名で見込んだんですけども、1人増えまして、ただ新入学児童の扶助費の割合が結構金額が張りまして、それで1人分増になっただけでも7万円ほど補正せざるを得ないというか不足を来しますので、それと単価アップ、それらを合わせまして31万5,000円ほどの補正をお願ひしているものでござい

ます。

さらに、中学校57万7,000円でございますが、これにつきましても被災児、代畑の関係でございますが、被災児関係で7万6,000円ほど補正しておりますが、その他につきましては人数の変更とか単価アップ、そういったものでもう一回算定し直して、トータルで57万7,000円ほど補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） はい、わかりました。小学校は人数、今教えてもらったんですが、中学校に関してははっきりした人数、ちょっと聞けなかったんですけども、人数の増はということで、あと被災者が1人か2人くらいいるんですかね。その辺ちょっと、もう一回お願いします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） 大変申しわけございませんでした。人数でございますが、中学校につきましては3名分で見込んでおります、被災児の関係でございますが。それで、7万6,000円ほどの被災分を含んでいるということでご理解願いたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） ありがとうございます。何らかの理由で生活が、所得の少ない生活困窮の方がこういった援助、支援を受けるということですので、これからもそういったことがあると思うんですね。生活が困窮の方もいると思うので、見逃さないように今後も対応をよろしく願いしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 23ページ、お願いします。

災害復旧費ですけれども、工事請負費で2億3,900万、これが今回の補正のメインだと思いますけれども、これで足りなくなる、要するに来年度の作付に向かって足りなくなる可能性もあるわけですね。そうすると、さらなる補正を組む必要が出てくるんじゃないかと思うんですけども、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの質問でありますけれども、国のほうからの指導によりまして、予算は多目にとれということで予算は確保しております。足りなくなるということは恐らくないんだろうとっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） それを聞いて安心いたしました。いずれにしても来年の作付を優先にさせていただいて、しっかり対応していただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 17ページをお願いします。

17ページの目の16の農業農村整備事業の予算の組み替えなんです、一般財源から補助金と地方債への組み替えなんです、一般質問の中でも防災・減災について大分議論されたわけなんです、この具体的な説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 暫時休議いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、農業水路等の長寿命化、防災・減災事業を行っている事業であります。今回、追加の補助金がされまして、それに伴いまして財源の内訳等の変更が出ております。こちら事業費の50パーセントが国のほうで来ておりまして、残りのほうにつきましては起債ということで出ているものであります。それに伴う財源の内訳の変更であります。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 当初予算で計上されていたわけなんです、私どももまだ大変気がつかなかった部分もありますけれども、この事業の目的の先ほどの水路の長寿命化事業の中でやるというふうなことなんですけれども、これは基本設計をつくるためのものなのか、それとも実施設計、そういったいろんな事業目的があると思うんですけれども、その辺についてちょっとお答えをお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度は実施設計も組みまして、今年度に工事のほうの発注を予定しているところであります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 23ページ、お開きください。

教育費の中で目の1社会体育振興費、説明としては東西しらかわ聖火リレーイベント実施負担金とあります。聖火リレーなんて聞くと楽しい話題でございますけれども、この中身をお知らせください。お願いします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

23ページ、社会体育振興費の負担金、東西しらかわ聖火リレーイベント実施負担金5万円でございますが、東京オリンピックの聖火リレーが3月26日、福島Jヴィレッジからスタート、始めます。それで次の27、28が福島県を走るわけですが、3月28日土曜日ですが、白河市を走ることにスケジュール的になっています。

それで、その聖火リレーそのものは県の実行委員会が主幹するわけでございますが、そこにうちのほうと、うかが各市町村でも、あくまでも公募している人です。正式に走るランナーはまだ発表にはなっておりませんが、うちのほうからもそういう公募をしている方がいらっしゃいます。

それで、そういう方々が走るために、あとそれも今言いましたように県が主幹するわけですが、さらに盛り上げようということで、例えばスタートとゴール地点あたりを9市町村になりますか、白河市を含めて東西しらかわの市町村で盛り上げようというような実施協議会が12月4日、正式に立ち上がり、白河のほうで会議がございまして、うちのほうもそれに参加すると、9市町村全部が参加してその協議会が立ち上がりました。

それで、具体的には、今後その協議会の中でどういったものややっていくかと話し合うわけでございますが、一つの案としては、例えばスタートとゴール地点に、ちょっと休みの日なもので高校生のブラスバンドをお願いしてやったりとか、あとランナーは当然今言ったように県の公募ランナーが走りますが、その随行して、例えば小学生がその後ろを一緒に走るとか、具体的には今言ったように今後の中で決めていくんですけども、そういった費用として、今のところ事業費の2分の1が補助になります。

それで、今現在の事業費としては420万ほどその分を見込んでおるんですけども、そのうちの補助金が半分の210万円が県から来ます。それと開催の市町村で5万円ずつ、それで8町村で負担して40万円、それと地元白河で170万円を負担してその事業を実施していくという形で、今回5万円を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 趣旨はよくわかりました。まだ具体的な内容は詰まっていないということですが、東西しらかわと書いてあるものですから東西しらかわだけで何かやるのかなと思ったんですけども、白河市も含めてみんなで盛り上げましょうと、そういうイベントということですね。わかりました。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 15ページなんですが、民生費の災害救助費の中の扶助費297万5,000円、住宅応急修理費とありますが、その説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

災害救助費の住宅応急修理費、こちらにつきましては県の台風19号による住宅応急修理実施要領に基づきまして計上させていただいております。歳出でこの金額の計上ですが、歳入でも同額の計上しております。詳細につきましては、59万5,000円を上限としまして5世帯分の計上でございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） ありがとうございます。それで、もうこれはそれぞれ申請とか、そういう部分はある程

度煮詰まって、この家庭についてはどうのこうのというのはこれからの話でしょうか。言っていることはわかりますか。その辺の説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問でございますが、基準を満たしている世帯ともう修理が終わっている世帯はほぼ調査は終わっております。ですので、5世帯の計上でございます。

今回、この修理の対象につきましても、10月末ごろに県から示されているんですけども、途中途中でやっぱり地域の事情とか対象となる工事といいますか修理、家電とか、そういう厳しい条件を緩和していった経緯もあったりしている状況でもございます。調査して計上しておりますので、議決いただきましたらば再度調査し直し、調査というか確認して、申請もこれからでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 被災された方は本当に気の毒でございます。そういう部分、非常に不安になっていると思いますので、その辺のところ予算が通りましたら早急に説明をし、実施、申請、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 16ページの清掃費の中で委託料と使用料、これに関して一般質問の中にもありましたけれども、稲わら等の管理処分事業委託の中ではどのぐらいの数量で見込んでいるのか。それと仮置き場の賃借料に関しましては、場所、面積、期間、仮置き後の今後のスケジュールを把握されていると思うので、その辺を説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4衛生費の2清掃費、13委託料についてで、まずご説明いたします。

こちらにつきましては、1,863万5,000円、190ヘクタールの水没した水田の場所からわらを4,000立米と算定しております。それに対しての処分でございます。クリーンセンターまで運搬する委託料として計上しております。

続いて、14番の使用料及び賃借料については、3カ月間、10カ所を賃借した場合の1カ所2万500円で、3カ月の10カ所で61万5,000円を計上させております。スケジュール的には、これから仮置き場の設置箇所とかを依頼したり選定したりするわけではございますが、計画でございまして、10カ所を想定して計上させていただいております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 場所、それから面積等についてはまだ、じゃあ今後選定していくようなことで了解しました。

じゃあもう一点ですが、ページ数は大変すみませんが、土木費なんですけれども、19ページですね、19ペー

ジの土木費の道路新設改良事業費、これに関して工事請負費が増えたり、財産購入費が減ったり、補償費も減ったりというふうな記載になっているんですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

土木費の3道路新設改良事業費であります。こちらは滑津・後山線と御蔵場・本法寺裏線の2路線の予算を計上しているところであります。

今回の補正につきましては、滑津・後山線のほうで村内の企業の用地買収等を計画しておりました。そちら関係が企業との協議が進んで合意が得ておりません。今年度に用地買収ができない状況にあることから、今回用地買収費、公有財産購入費、並びに補償・補填の賠償金等の予算を工事請負費のほうに振り分けまして、内示いただいている金額を施行するというで組み替えの補正となりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） その買収できない理由というのは、今後にも響く可能性はあるのでしょうか。その理由をちょっと説明、教えていただければ、私らもそれなりにいろいろ把握して状況を確認したりもできるんですけども、そういった理由はどういった理由なのでしょうか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

今回、今年度に買収のほうができなかった理由としましては、まず企業のほうから用地の購入面積、村のほうで計画している面積が大き過ぎるというのが一つあります。また、反対に企業のほうの用地の残地が残ってしまいます、今の計画路線でいきますと。その残地分を村のほうで買い上げていただきたいというのが、企業のほうであります。

当然、この道路工事につきましては国の補助事業等でやっております、残地分の購入費は補助対象にならないということで、そういう取り決めがありますので、うちのほうとしては、それはちょっとできないというふうなことを企業のほうにお伝えしているところであります。

また、村内企業の誘致する際に、企業のほうで緑地面積ということで緑地帯を残しております。その率が、福島県のほうで定められている率をもとに村内各企業、緑地帯を残しているわけですが、今回の予定している企業においては、今後の工場の増設等を考えて、緑地率ですね、その率の緩和を村のほうにお願いされております。そこら辺も含めまして、その緑地の率の緩和が可能かというのを今協議しております、そちらの問題点がクリアできない限り村内企業の用地が非常に難しいと。

また、さまざまな問題の解決としまして、まず路線の見直しも必要になってくるのかなというのがあります。そちらも今後、企業と綿密に打ち合わせしまして、よりよい方向で合意できるように作業を進めていきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 大変問題、課題が残された路線で、最終的に路線の変更もあり得るというふうな今の話ですが、これやっぱり私どもも道路というものは通行する者にとってよりよい通行のできる路線であってほしいというふうに思うわけですが、何とか努力していただいて今の路線をできる限り県のほうに要望していただいて、最終的に当初の計画を進めていただければなというふうにも解釈して、思っております。今後ともよろしく努力のほうをしていただきたいと思いますというふうに考えています。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ここで11時10分まで休議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時10分まで休議いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第53号 令和元年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第54号 令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第55号 令和元年度中島村土地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 土地造成助成事業費なんですけれども、これから工事、今現在やっていますけれども、これ売り出しはいつごろになるんですか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

今現在、造成工事を行っているものにつきましては、今のところで2月末に工事が完了しまして、3月にその確定測量を行い、分譲地の分筆登記を行います。ですので、今年度中は造成工事の期間ということになります。来春以降に、今度その土地の評価等をかけまして、土地の販売価格を決定後に次年度販売するという計画でおります。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第56号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 補助率を教えてくださいなんですが、6ページ、1,560万円、災害復旧の県の補助金だということでもありますけれども、補助に対してはどのぐらいの補助率になっていますか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助率であります80%、こちらで計画しておるところであります。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） はい、了解です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、議案第57号 令和元年度中島村墓地特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案第58号 令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第8、議案第59号 令和元年度中島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情第13号の委員長報告

○議長（藤田利春君） 日程第9、請願・陳情審査の報告を行います。陳情第13号は、総務教育常任委員会付託であります。

総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小林 均君。

〔総務教育常任委員会委員長 小林 均君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小林 均君） 総務教育常任委員会より報告をいたします。

本委員会に付託のあった陳情第13号について、去る12月6日、総務教育常任委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。

その陳情の内容及び審査結果について報告いたします。

陳情第13号は、看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情であります。

高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予想されます。しかし、医療・介護の現場では看護師や介護職員の過重労働と人員不足が深刻化し、仕事をやめたいと感じながら働いている職員の割合が看護師で約75%、介護職で約64%にも達しているとの調査報告が出されております。

また、介護職の賃金については全産業労働者の平均賃金より約8万円も低く、賃金が安いことが離職の大きな理由となっております。看護師、介護職の賃金水準が全産業平均より低いのは、同じライセンスでありながら働く地域、施設によって初任給に格差があり、そのため低い水準の影響を受けて全体の賃金が上がらず、看護師、介護職の地域偏在や離職者の増加につながっております。

本委員会は、看護師、介護従事者の賃金底上げなど、処遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くことが必要であることから、本陳情は願意妥当の意見の一致を見たので、採択すべきものと決しました。

以上で審査結果の報告を終わります。

令和元年12月11日、総務教育常任委員会委員長、小林 均。

よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 以上で委員長報告は終わります。

◎陳情第13号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第10、陳情第13号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第13号について採決いたします。

本件に対する総務教育常任委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、陳情第13号は採択することに決しました。

◎議員派遣の件

○議長（藤田利春君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付した印刷文書のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（藤田利春君） この際、お諮りいたします。追加案件とし、村長、加藤幸一君より中島村教育委員会委員の任命に関する同意案1件、総務教育常任委員長、小林 均君より看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める意見書の提出を求める陳情書に係る発委案1件、議会運営委員長、木村秋夫君より閉会中の継続調査に関する件が提出されております。これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、追加日程とすることに決しました。

事務局より資料を配付しますので、暫時休議いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎同意第6号～発案第5号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 追加日程第1、議案の上程を行います。

同意第6号から発案第5号までを一括議題とします。

本案について提案理由を求めます。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 今回の追加提出議案についてご説明いたします。

同意第6号は、中島村教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員、水野谷剛夫氏は、令和2年1月3日をもって任期満了を迎えます。新たに小室隆一氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長に補足説明させますので、よろしくご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から、担当課長をして議案の補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 総務教育常任委員会委員長、小林 均君。

〔総務教育常任委員会委員長 小林 均君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小林 均君） 追加日程で上程しました発案第5号の提案理由をご説明いたします。

発案第5号は、看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書です。

高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予測されます。しかし、医療・介護の現場では看護師や介護職員の過重労働と人員不足が深刻化し、仕事をやめたいと感じながら働いている職員が多いのが実情であります。

また、介護職の賃金については全産業労働者の平均賃金より約8万円も低く、賃金が安いことが離職の大きな理由となっております。看護師、介護職の賃金水準が全産業平均より低いのは、同じライセンスでありながら働く地域、施設によって格差があり、低い水準の影響を受けて全体の賃金が上がらず、看護師、介護職の地域偏在や離職者の増加につながっております。

医療・介護の深刻な人員不足を解消するため、看護師及び介護従事者について、全国を適用対象とした最低賃金（特定最賃）を新設し、賃金の地域間格差の解消と底上げを図ることが必要であります。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、厚生労働大臣に対し意見書を提出するものであります。

令和元年12月11日、総務教育常任委員会委員長、小林 均。

○議長（藤田利春君） 以上で提案理由の説明は終わります。

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 動議を提出します。

議案調査のため、暫時休議することを望みます。

○議長（藤田利春君） ただいま7番、木村秋夫君より、議案調査のため、休議の動議が提出されました。
お諮りします。動議のとおり休議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、これより11時40分まで、議案調査のため休議いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時40分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎同意第6号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第2、同意第6号 中島村教育委員会委員の任命についてを議題とします。
これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより同意第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田利春君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎発委案第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第3、発委案第5号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま発委案1件の意見書について議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（藤田利春君） 追加日程第4、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長、木村秋夫君より次期会議の会期日程等の議会運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。
以上で今期定例会に付された事件は全て終了したので、会議を閉じます。

◎村長の挨拶

○議長（藤田利春君） この際、村長から発言があれば、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、令和元年第4回議会定例会の閉会に当たり、御礼を兼ねてご挨拶を申し上げます。

本定例会においては、執行部より提出いたしました全議案、原案どおり可決承認いただきましたことに、衷心より御礼を申し上げます。

また、本定例会においては、一般質問として6名の議員の皆様からご質問並びにご提案をいただきました。いずれの議員からも建設的な質問、意見をいただき、執行部といたしましても真摯に耳を傾け、村政執行に努めてまいりたいと存じます。特に台風19号の起因による災害復旧は、来年度の営農再開に支障のないように、関係機関と連絡を密に取り組みたいと思います。

今定例会が終了しますと、来年度に向けた予算編成の準備作業に入ります。来年度は学校給食センターの建設工事を予定しております。成長期にある子供たちが地場産の食材を使った給食を通じて、栄養の摂取のみならず、食育の学習機会が得られるような給食センターを目指していきたいと考えております。また、移住・定住の促進を図り、人口減少対策として住宅分譲地の販売もスタートしますので、あわせて議員の皆様にもPR等のご支援をお願い申し上げます。

12月も残すところ20日余りとなり、気ぜわしい時期になってまいりましたが、議員各位におかれましても御身ご自愛いただき、令和初の年末年始を健やかにお過ごしいただきたいと思っております。あわせて各位のますますのご活躍をご祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（藤田利春君） これで令和元年第4回中島村議会定例会を閉会いたします。

起立。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年3月2日

議 長 藤 田 利 春

署 名 議 員 小 室 重 克

署 名 議 員 小 林 均